

伊勢広域環境組合ごみ処理施設整備・運営事業 実施方針等に係る質問・意見書に対する回答書

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答書
1	実施方針	4	II	4	8)		事業目的	「災害時のエネルギー供給や避難所等防災拠点の機能を備えることについても検討します。」とありますが、避難所等防災拠点の機能の具体的な想定をご教示ください。	要求水準書 設計・建設編第4章第1節2 (1) エ・オを参照してください。
2	実施方針	8	II	13			売電等収入の帰属先	「電力事業者への余剰電力の売却収入及び電気自動車充電設備における充電料収入は、組合に帰属するものとする」とありますが、売電収入に関して、事業者の努力により計画以上に売電量が增加した場合、事業者に対するインセンティブはございますでしょうか。	入札公告において示します。
3	実施方針	8	II	13			売電収入の帰属先	売電収入は、組合に帰属とありますが、当初計画量より発電量が增加した際のインセンティブは無いのでしょうか。	No2の回答をご参照ください。
4	実施方針	8	II	13			売電等収入の帰属先	「電気自動車充電設備における充電料収入は、組合に帰属」とありますが、充電料金の単価設定、料金の収納方法等は組合殿が設定されるとの理解でよろしいでしょうか。その場合の料金単価のご指示と充電設備の利用時間についてもご教示ください。	貴社ご理解のとおりです。料金単価や利用時間については今後の検討になります。
5	実施方針	8	II	13			売電等収入の帰属先	電気自動車充電設備における充電料収入は組合に帰属するとありますが、料金徴収の主体、徴収方法等の詳細ご教示願います。	組合が料金徴収を行うこととし、徴収方法については今後の検討になります。
6	実施方針	8	II	13			売電等収入の帰属先	余剰電力の売却収入は貴組合に帰属とありますが、売電に係る契約について貴組合が電力事業者と直接契約を締結されるものと解釈してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
7	実施方針	9	III	1			事業実施者の募集	「総合評価落札方式による指名競争入札で行うことを予定している。」と記載されていますが「一般競争入札」ではないでしょうか、ご教示願います。	本入札では広く入札参加者を募る「公募型指名競争入札」をベースとしており、入札参加資格審査を通過した者を指名するという考えのため、指名競争入札としています。
8	実施方針	11	III	3	(1)	エ	応募者の構成等	「構成する企業グループのうち、次の要件を満たした地元企業を1者以上含めること。」とありますが、本事業による経済効果を広く地域に波及するためにも、要件(ア)において建築一式工事または土木一式工事にて総合点1,000点以上とすることをお認めいただけないでしょうか。	実施方針のとおりとします。
9	実施方針	13	III	3	(2)	イ (7) ③	エネルギー回収施設におけるプラントの設計・建設を行う者の要件	③の竣工実績を証明する書類は、契約書の鑑またはコリンズの写し、パンフレットを以て充足するとの理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答書
10	実施方針	13	Ⅲ	3	(2)	イ	(7) ④	エネルギー回収施設におけるプラントの設計・建設を行う者の要件	④監理技術者の専任配置について、「直接かつ連続して3か月以上雇用している者」である証明は、健康保険証等の写しの提出を以て充足するとの理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
11	実施方針	13	Ⅲ	3	(2)	イ	(7) ④	エネルギー回収施設におけるプラントの設計・建設を行う者の要件	④監理技術者の専任配置について、入札参加申請時に資格者を確定させることは困難ですので、資格を有する者を入札参加申請時に複数登録し、その中から受注後に人選してもよろしいでしょうか。または、事業実施時に資格者を配置する事の誓約書をもって代えさせていただけないでしょうか。	入札参加資格申請時において、複数の資格者を登録し、受注後に人選する方法を可とします。なお、誓約書のみは不可とします。
12	実施方針	13	Ⅲ	3	(2)	イ	(7) ④	応募者等の参加資格要件	「建設業法における清掃施設工事業に係る監理技術者資格者証を有する監理技術者を設計・建設業務期間中に専任で配置できること。」とありますが、配置予定の監理者を複数人提出し、その中から工事着手時に選任してもよろしいでしょうか。	No11の回答をご参照ください。
13	実施方針	13	Ⅲ	3	(2)	イ	(7) ④	監理技術者の専任	資格を有する監理技術者を複数人挙げ、その中から人選してよろしいでしょうか。	No11の回答をご参照ください。
14	実施方針	14	Ⅲ	3	(2)	イ	(4) ③	マテリアルリサイクル推進施設におけるプラントの設計・建設を行う者の要件	③の竣工実績を証明する書類は、契約書の鑑またはコリンズの写し、パンフレットを以て充足するとの理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
15	実施方針	14	Ⅲ	3	(2)	イ	(ウ) ①	本件施設における建築物等の設計を行う者の要件	①「建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録の登録を行っていること。」とありますが、弊社は貴組合に対し、本社より入札・契約に関して委任された支店が入札参加資格登録を行っており、支店にて入札参加を予定しています。 この場合、入札参加資格登録を除く建設実績、一級建築士事務所登録などの参加条件は、入札参加者（支店）への委任元である本社が備えていることで満足すると理解してよいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
16	実施方針	14	Ⅲ	3	(2)	イ	(ウ) ②	本件施設における建築物等の設計を行う者の要件	「建築一般、建築積算、清掃施設工事又は機械器具設置工事に登録している者」と記載されていますが、この4つの種類の内1つの登録があれば良いという事でしょうか、ご教示願います。	貴社ご理解のとおりです。
17	実施方針	14	Ⅲ	3	(2)	イ	(ウ) ②	本件施設における建築物等の設計を行う者の要件	建築一般、建築積算、清掃施設工事又は機械器具設置工事の登録とありますが、①建築一般、②建築積算、③清掃施設工事、④機械器具設置工事の4つのうち、どれか一つでも登録があればよろしいでしょうか。 それとも①と②と③もしくは①と②と④が必須なのでしょうか。	No16の回答をご参照ください。

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答書
18	実施方針	14	Ⅲ	3	(2)	イ	(ウ) ②	本件施設における建築物等の設計を行う者の要件	②の建築一般、建築積算、清掃施設工事又は機械器具設置工事の登録がない場合は、追加申請が認められることよろしいでしょうか。 その場合、入札参加資格審査書類受付期限までに手続きを完了させればよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
19	実施方針	14	Ⅲ	3	(2)	イ	(ウ) ③	本件施設における建築物等の設計を行う者の要件	③の設計実績を証明する書類は、契約書の鑑またはコリンズの写し、パンフレットを以て充足するとの理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
20	実施方針	14	Ⅲ	3	(2)	イ	(エ) ②	建築物等の建設を行う者の要件	「建築一式工事、清掃施設工事又は機械器具設置工事に登録している者」と記載されていますが、この3つの建設工事の種類の内1つの登録があれば良いという事でしょうか、ご教示願います。	貴社ご理解のとおりです。
21	実施方針	14	Ⅲ	3	(2)	イ	(エ) ②	本件施設における建築物等の建設を行う者の要件	建築一式工事、清掃施設工事又は機械器具設置工事の登録とありますが、①建築一般、②清掃施設工事、③機械器具設置工事の3つのうち、どれか一つでも登録があればよろしいでしょうか。 それとも①と②もしくは①と③が必須なのでしょうか。	建築一式工事、清掃施設工事、機械器具設置工事のうち、いずれか1つの登録があればよいです。
22	実施方針	14	Ⅲ	3	(2)	イ	(エ) ③	本件施設における建築物等の建設を行う者の要件	③の建設実績を証明する書類は、契約書の鑑またはコリンズの写し、パンフレットを以て充足するとの理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
23	実施方針	14	Ⅲ	3	(2)	イ	(エ) ③	本件施設における建築物等の建設を行う者の要件	③建設実績について、共同企業体（JV）での実績の場合、JV出資比率による制限はありますでしょうか。	制限はありません。
24	実施方針	15	Ⅲ	3	(2)	イ	(オ) ③	現場統括責任者	該当する技術者を複数人挙げ、その中から人選してよろしいでしょうか。	入札参加資格申請時において、複数の資格者を登録し、受注後に人選する方法を基本とします。
25	実施方針	15	Ⅲ	3	(2)	イ	(オ) ③	応募者等の参加資格要件	「現場総括責任者（施設の円滑な運転管理、維持管理等の総括的な責任を担う者）としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として運営開始後2年間以上配置できる事」とありますが、入札参加申請時に資格者を確定させる事は困難である為、事業実施時に資格者を配置する事の誓約書をもって代えさせていただけないでしょうか。	No24の回答をご参照ください。
26	実施方針	15	Ⅲ	3	(2)	イ	(オ) ③	応募者等の参加資格要件	現場総括責任者の要件について、ボイラー・タービン付きストーカ炉の施設、200t/日(1炉100t/日)以上、稼働2年以上の施設で総括責任者の経験があり、運営開始後2年以上配置できれば、総括責任者としての経験年数は問われないとの理解でよろしいでしょうか。	総括責任者として2年以上の経験を有する者を配置してください。

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答書
27	実施方針	15	Ⅲ	3	(2)	イ	(オ) ③	エネルギー回収施設の運営・維持管理業務を行う者の要件	「ただし、同一業務を複数の企業で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う1社は、次の要件を全て満たすこと」とありますが、③項に記載の廃棄物処理施設技術管理者(ごみ処理施設)の資格を有する現場総括責任者は、運営事業開始までに配置できればよいとの理解でよろしいでしょうか。	No24の回答をご参照ください。
28	実施方針	19	Ⅳ	4				地元雇用や地元企業の活用	地元企業の定義は構成市町内に本社または本店があることによろしいでしょうか。	地元企業とは、構成市町内に本店、本社、支店又は営業所がある企業とします。ただし、実施方針Ⅲ3(1)応募者の構成等のエに示す、共同企業体の一員となる地元企業とは、構成市町内に本店を有する企業となります。
29	実施方針	19	Ⅳ	4				地元雇用や地元企業の活用	「事業実施者は、本事業の実施に当たり、地元雇用に配慮し」とありますが、構成市町に住民票があることという認識でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
30	実施方針	19	Ⅳ	4				地元雇用や地元企業の活用	「事業実施者は、本事業の実施に当たり、地元雇用に配慮し、また、構成市町に所在地を有する地元企業が対応可能な工事や材料の調達、納品などについては、積極的に地元企業を活用するものとする」とありますが、具体的にはどのように算出されるのでしょうか。ご教示下さい。	入札公告において示します。
31	実施方針	19	Ⅳ	5				地域住民との共生	「…地域住民との運営協議会などを設置することを予定」とありますが、この運営協議会は、定期的開催を予定されるのでしょうか。また、運営事業者は、組合に協力するものとするのとありますので、開催者は、組合殿との理解でよろしいでしょうか。	前段については年1回程度を想定しています。後段については貴社ご理解のとおりです。
32	実施方針	19	Ⅳ	5				地域住民との共生	運営協議会の開催頻度をご教示願います。	No. 31をご参照ください。
33	実施方針	添付-3	添付資料3					契約スキーム(案)	建設事業者の請負体制は、入札公告の内容を踏まえて地元企業等と協議のうえ決定します。契約スキーム(案)では建設事業者が共同企業体(JV)となっていますが、この図はあくまで案であり、JVの結成は事業者の任意と理解してよろしいでしょうか。	共同企業体の結成は必須とします。
34	実施方針	添付-3	添付資料3					契約スキーム(案)	p. 11 応募者の構成等にて「応募者は、設計・建設業務及び運営・維持管理業務を実施する予定の複数の企業で構成する企業グループとする。」とあります。添付資料3のスキーム案にあるJV方式はJVを自主結成する場合の例であり、JVに限らず代表企業、構成員、協力企業により構成されるグループでの応募が可能との理解でよろしいでしょうか。	No33の回答をご参照ください。
35	実施方針	添付-3	添付資料3					契約スキーム(案)	上記をお認めいただけない場合、甲型乙型、JV構成員間の出資比率については制限がないとの理解でよろしいでしょうか。	制限はありません。

No	資料名	頁	項目	タイトル	質問内容	回答書
36	実施方針	添付-3	添付資料3	契約スキーム (案)	上記をお認めいただけない場合、「建築物等の建設を行う企業」と「建築物等の建設を行う地元企業」が甲型JVを組成し、その甲型JVと「代表企業」が乙型JVを組成することは可能と理解してよろしいでしょうか。全国的にもごみ処理施設建設に係る異業種のJVを組成する場合には一般的な形態と認識しております。	貴社ご理解のとおりです。
37	実施方針	添付-3	添付資料3	契約スキーム (案)	注2) 設計・建設業務の建設工事請負契約は、共同企業体と締結するとありますが、甲型も乙型も認められると解釈してよろしいでしょうか。また甲型と乙型の組み合わせも認められることよろしいでしょうか。	型式に関する制限はありません。また組合せについてはNo36の回答をご参照ください。
38	実施方針	添付-3	添付資料3	契約スキーム (案)	契約スキーム図に記載された「建築物等の建設を行う地元企業 グレーハッチ部」はP11 (1) 応募者の構成等 エに記載された地元企業を示していると思われませんが、これは、P14 (2) 応募者等の参加資格要件 イ (エ) に記載された「建築物等の建設を行う企業」とJVでの参加は可能でしょうか、ご教示願います。	No36の回答をご参照ください。
39	実施方針	添付-4	添付資料4	契約スキーム (案)	建設事業者となる共同企業体には、構成員又は協力企業となる地元企業の参画が必須となりますでしょうか。	建設事業者となる共同企業体への参画は必須ですが、No36、No37、No38の回答での参画も可能です。
40	実施方針	添付-5	添付資料5	リスク分担 (案)	凡例「△：従」の意味は、貴組合が対応する際に必要な事項について、事業者側は貴組合からの問い合わせや協議に応じること、と考えてよろしいでしょうか。	「従」とは、問い合わせや協議に応じることのほか、その協議結果により何らかの対応が必要となった際の対応なども含みます。
41	実施方針	添付-5	添付資料5	リスク分担 (案) 用地リスク 土壌汚染(4)	用地リスクとして「地中障害物、土壌汚染、その他募集資料等から予見できない用地の瑕疵に関するもの」は組合様のリスク分担となっています。 ① 建設地において土壌汚染はないものと考えてよろしいでしょうか。 ② 土壌汚染調査は不要と考えてよろしいでしょうか。 ③ 土壌汚染物質の基準値超過が認められた場合、対策工事は別途工事と考えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
42	実施方針	添付-5	添付資料5	リスク分担 (案) 用地リスク(4) 埋設廃棄物	用地リスクとして「地中障害物、土壌汚染、その他募集資料等から予見できない用地の瑕疵に関するもの」は組合様のリスク分担となっていますが、建設用地に埋設廃棄物や産業廃棄物はないものと考えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	項目	タイトル	質問内容	回答書
43	実施方針	添付-5	添付資料5	添付資料5 リスク分担 (案)	「全期間共通」の「物価変動リスク (11)」において、「一定範囲を超える物価変動（インフレ、デフレ）にともなう運営事業者の経費増減によるもの」が貴組合「○」、事業者「△」と記されています。「一定範囲」については、入札公告時にお示しいただける契約書（案）にて具体的な数値をご提示いただけるものと理解してよろしいでしょうか。また、「事業者「△」について、具体的にどのようなリスクが事業者負担すべきか想定がありましたら、ご教示ください。	貴社ご理解のとおりです。なお、詳細については、入札公告時の契約書（案）に示します。
44	実施方針	添付-5	添付資料5	リスク分担(案) (14)	不可抗力リスク(14)の事業者リスクが“△”となっていますが、リスク内容から判断すると事業者側リスクは伴わない内容と思われます。事業者側へのリスクにはどのようなものがあると想定されていますか。	災害発生時など、施設稼働再開に向けた増員や一部の費用負担等のリスクを想定しています。なお、詳細については、入札公告時の契約書（案）に示します。
45	実施方針	添付-5	添付資料5	リスク分担 (案) 凡例および (11) (14)	凡例の△：従 の定義とそれぞれ想定されている事業者分担の内容をご教示願います。	定義はNo40の回答をご参照ください。また、△を規定している(11)及び(14)については、No43及びNo44の回答をご参照ください。
46	実施方針	添付-5	添付資料5	リスク分担(案) (23)	「着工後の組合の指示に関するもの」とありますが、(17) (21) 項目と同様に、「着工後の組合の指示・提示条件の不備又は変更に関するもの」としていただけないでしょうか。	「着工後の組合の指示・提示条件の不備又は変更に関するもの」とし、入札公告において修正した要求水準書を示します。
47	実施方針	添付-5	添付資料5	リスク分担(案) (27)	「運営段階」の「ごみ量変動リスク (27)」において、「施設許容量以下のごみの受け入れ」が事業者「○」と記されています。「施設許容量」について、具体的な数値をご提示いただけますようお願い致します。	入札公告において示します。
48	実施方針	添付-5	添付資料5	リスク分担(案) (27)	「運営段階」の「ごみ量変動リスク (27)」において、「施設許容量以下のごみの受け入れ」が事業者「○」と記されていますが、ごみ量が計画時の想定よりも減少した場合には、売電量の低下や、用役費縮減による地元発注金額の減少、等が考えられます。ごみ量の低下は事業者にてコントロールができないため、ごみ量の低下に付随するこれらのリスクについては貴組合の負担としていただけないでしょうか。	入札公告において示します。
49	実施方針	添付-5	添付資料5	リスク分担(案) (27)	施設許容量以下のごみの受け入れが事業者のリスクですが、ごみ量の変動は事業者では対応できないため、計画ごみ量に対して5%程度以上の超過に対しては事業リスクから外していただけないでしょうか。	No47の回答をご参照ください。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答書
50	実施方針	添付-5	添付資料5				リスク分担(案)(28)	「運営段階」の「ごみ量変動リスク(28)」において、「施設許容量を大幅に超過するごみの処理」が貴組合「○」と記されています。大幅に超過するごみ量について、具体的な数値をご提示いただけますようお願い致します。	入札公告において示します。
51	実施方針	添付-5	添付資料5				リスク分担(案)(28)	ごみ量変動リスクにおいて「許容量を大幅に超過する場合のリスク」が組合様ですが、「許容量以上から大幅な」までのリスク分担が曖昧となります。「許容量を超過する場合のリスク」としていただけないでしょうか。	リスク分担(案)のとおり「許容量を大幅に超過する場合のリスク」とします。
52	実施方針	添付-5	添付資料5				リスク分担(案)	「運営段階」の「ごみ質変動リスク(29)」において、「計画ごみ質に対する一定範囲内のごみ質変動」が事業者「○」と記されています。「一定範囲」については、入札公告時にお示しいただける契約書(案)にて具体的な数値をご提示いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	入札公告において示します。
53	実施方針	添付-5	添付資料5				リスク分担(案)(30)	ごみ質変動リスクにおいて ・一定範囲とは(低質～高質)との理解でよろしいでしょうか。 ・また「一定範囲を大幅に超えるごみ質変動のリスク」が組合様ですが、一定範囲から「大幅な」までのリスク分担が曖昧となります。「一定範囲を超えるごみ質変動のリスク」としていただけないでしょうか。	No52の回答をご参照ください。また、「一定範囲を大幅に超えるごみ質変動のリスク」については、リスク分担(案)に示すとおりとします。
54	要求水準書(案)(設計・建設業務編)	3	第1章	第2節	5		敷地	「事業用地は、要求水準書添付資料-1「事業実施区域関連資料」の赤い実線で示した範囲とする。」とありますが、建築確認申請上の敷地も同範囲と考えてよろしいでしょうか。もしくは、添付資料-1の運営・維持管理区域の範囲となりますでしょうか。	建築確認申請上の敷地は、添付資料-1の運営・維持管理区域の範囲となります。
55	要求水準書(案)(設計・建設業務編)	3	第1章	第2節	6	ア	(オ) 基本方針	「将来、場外余熱利用施設等の余熱利用する可能性あるため、その際は余熱利用に必要な条件を決定するための検討に協力すること」とのことですが、「場外余熱利用に必要な条件を決定するための検討」までが本工事範囲、場外余熱利用設備は本工事範囲外と考えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
56	要求水準書(案)(設計・建設業務編)	4	第1章	第2節	6	ア	(キ) 全体計画	「環境影響評価書」の公表時期をご教示ください。	令和4年10月17日に公表予定です。

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答書
57	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	4	第1 章	第2 節	6	ア	(ク)	基本方針	将来、二酸化炭素分離回収設備の追加設置の可能性 があるとのことですが、二酸化炭素分離回収設備の 設置スペースを本施設(敷地内)に見込む理解によろ しいでしょうか？またその規模は事業者想定するも のと考えてよろしいでしょうか？	貴社ご理解のとおりです。
58	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	4	第1 章	第2 節	6	イ	(ウ)	既設可燃ごみ処理 施設	既設可燃ごみ処理施設の運転データを可能な範囲で ご提示いただけないでしょうか。具体的には、可燃 ごみ処理施設の「ごみ量・ごみ質」、「使用してい る薬品と燃料の種類・使用量」等です。	可燃ごみ処理施設の焼却量、燃料の種類 と使用量については、組合ホームページ 内の組合の様々の紹介→各種データ→施 設状況からご確認ください。ごみ質につ いては直近の分析結果を入札公告におい て示します。
59	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	5	第1 章	第2 節	8			立地条件	気象条件として、「(ア)気温最高：38.8℃、(イ)最低 -5.6℃」、空調換気設備の設計外気温に極値を採用 することは、著しく経済性や省エネ性に劣ることな るため、一般に採用されないと考えます。空調換気 設備の設計用外気条件としての外気温は、「建築設備 設計基準(令和3年度版)一般社団法人公共建築協 会」に示される設計外気条件のうち「津」の値を採 用するものとしてよろしいでしょうか。	貴社ご理解の通りです。なお、最適温及 び最大降雨量の数値に誤りがありました ので、入札公告において修正した要求水 準書を示します。
60	要求水準書 設計・建設 業務編(案)	6	第1 章	第2 節	9			敷地周辺設備	上水、下水、電気の取り合い点について、場所 によって配置計画や費用算出に影響が出るためご教示 願います。	取合点については、今後の関係機関との 協議により決定します。
61	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	6	第1 章	第2 節	9	(1)		受電電圧	受電電圧：特別高圧受電70kVとありますが、添付資 料04_周辺インフラ整備状況では77kVとの記載があり ます。どちらが正しい電圧になりますでしょうか	正しくは77kVとなります。なお、入札公 告において修正した要求水準書を示し ます。
62	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	6	第1 章	第2 節	9	(5)		燃料	「都市ガスを使用する場合、配管の接続に係る工事 及び接続に係る諸手続きについても建設事業者の負 担で行う」とあるため、諸手続きは事業者負担と考 えますが、都市ガス事業者によって施工される敷地 まで約1kmの配管工事の工事分担金は事業者の負担範 囲でしょうか。別途、貴組合の負担範囲でし ょうか。	都市ガスを使用する場合、都市ガス事業 者によって施工される敷地までの配管工 事の工事分担金については事業者の負担 範囲となります。
63	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	7	第1 章	第3 節	1	(2)		計画ごみ質	低位発熱量は2つの単位(kcal/kg)と(kJ/kg)で表 記されています。「1kcal=4.1868kJ」とした場合、ど ちらを正とするかで低位発熱量に差が出てしまう ため、どちらか一方の表記としていただけないで しょうか。	kJ/kgを正として計画してください。
64	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	8	第1 章	第3 節	1	(3)	ア (ア)	搬入車両の種類	表1.3には令和元年度の搬入車両の種類と台数が記載 されていますが、本施設の運用開始後も同等(収集 体系が同等)であるとの理解でよろしいでし ょうか。	貴社ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答書
65	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	10	第1 章	第3 節	1	(7)	飛灰基準	表1.6に示す主灰・飛灰の基準値は、薬剤処理した場合のものであり、無処理の主灰・飛灰に対する基準はないものとの理解でよろしいでしょうか。	重金属の溶出基準については貴社ご理解のとおりです。
66	要求水準書 設計・建設 業務編 (案)	11	第1 章	第3 節	2	(2)	表1.8計画ごみ質 【粗大ごみ、缶・ 金属類、スプレー 缶、小型家電】	粗大ごみのうち、可燃性粗大ごみの量もしくは割合をご教示願います。	可燃性粗大ごみの量もしくは割合についてご提示できる資料はありません。
67	要求水準書 設計・建設 業務編 (案)	12	第1 章	第3 節	2	(2)	表1.8計画ごみ質 【プラスチック】	表題は「プラスチック」との記載ですが、構成市町のごみ分別方法を確認したところ、プラスチックとしての回収は、全て容器包装プラスチックでした。従い、処理対象物としては、容器包装プラスチックのみとの理解で宜しいでしょうか。なお、プラスチックとありますが、容器包装以外のプラスチック（樹脂系の硬質プラスチックなど）はマテリアルリサイクル回収対象にならない（可燃ごみ扱い）と解釈しております。	現在の容器包装プラスチックのみの収集から、製品プラスチックも含めた収集に変更する計画です。そのため容器包装プラスチックと製品プラスチック（樹脂系の硬質プラスチック）を混合したベールを作成し、容器包装リサイクル協会のルートを通じて資源化する計画です。
68	要求水準書 設計・建設 業務編 (案)	12	第1 章	第3 節	2	(3)	表 1.10 搬出車両の種類・ 搬出形態等	小型家電用のフレコンバック、蛍光管用のドラム缶、乾電池用のドラム缶の用意は運営事業者、引き取り業者のどちらの所掌でしょうか。運営事業者所掌の場合は既存実績から想定される年間見込数量をご教示願います。	小型家電用のフレコンバック、蛍光管用のドラム缶、乾電池用のドラム缶の用意は運営事業者の所掌になります。年間見込数量については、貴社経験に基づき設定してください。
69	要求水準書 設計・建設 業務編 (案)	16	第1 章	第3 節	2	(5)	イ (イ) 低速回転破砕機	低速回転式破砕機の破砕処理後の寸法は300mm以下とありますが、低速回転式破砕機の後段で高速回転式破砕機による破砕を行い、高速回転破砕後の破砕寸法を150mm以下とすることができます。従い、高速回転破砕後の破砕寸法を150mm以下とすることを大前提に、低速回転式破砕機での破砕処理後の寸法については事業者提案とさせていただけないでしょうか。なお、低速回転式破砕機の破砕処理後の寸法について、ごみ処理施設整備の計画・設計要領では400mm以下に設定するのが一般的との記述があります。	要求水準書のとおりとします。
70	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	17	第1 章	第4 節	1	(3)	騒音 表1.14	騒音基準値は、定常運転時の基準値と解釈し、非常用発電機運転時(停電時、点検運転)などは除くものと理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
71	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	19	第1 章	第5 節	1	(2)	基本設計図書の提出	「導入道路計画図」とありますが、敷地内の車両動線を記載したものという理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。なお、入札公告において修正した要求水準書を示します。
72	要求水準書 設計・建設 業務編 (案)	24	第1 章	第5 節	2	(2)	現場管理	乙型JV（分担施工方式）の場合、プラント工場の現場代理人及び監理技術者の常駐は、プラント工事着手時（準備工事を含む）からでよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答書
73	要求水準書 設計・建設 業務編（案）	24	第1章	第5節	2	(2)	現場管理	プラント工事の監理技術者について、設計製作期間と工事期間での交代は認められるでしょうか。 なお、国土交通省から通知されている『監理技術者制度運用マニュアル』において、「橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点」において、監理技術者の途中交代が認められております。	組合の承諾を前提として貴社提案を認めます。
74	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	24	第1章	第5節	2	(2)	イ 現場管理	現場代理人の配置について、現地工事序盤は主に土木・建築工事であり、土建工事を担当する構成企業から選任することが適任と考えます。また、プラント工事着工以降はプラント工事を担当する構成企業から選任することが適任と考えますので、そのような工事進捗に合わせた配置とすることによりよろしいでしょうか。	No72の回答をご参照ください。
75	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	24	第1章	第5節	2	(2)	イ 現場管理	副現場代理人とは、常駐者の中から他職務と兼任が出来るとの理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
76	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	24	第1章	第5節	2	(2)	イ 現場管理	監理技術者の配置について、構成企業の中から土建工事、プラント工事それぞれ該当工事期間中、別々に配置するものとの認識でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
77	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	24	第1章	第5節	2	(2)	イ 現場管理	配置する現場代理人と監理技術者は兼務してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。 なお、No76の回答もご参照ください。
78	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	25	第1章	第5節	2	(4)	ウ 構造設計担当者による管理	「ごみビット配筋開始から鉄骨建方完了まで、構造設計担当者が施工図・工作図の確認、配筋自主検査及び鉄骨製品自主検査を適切に行うこと。」とありますが、この記述は、ごみビット配筋開始から鉄骨建方完了まで構造設計担当者の現場常駐を求めているものでしょうか。 構造設計担当者は現場常駐ではなく、施工図・工作図の確認を店社で行ったうえで、現場施工管理担当者に適切に自主検査要領の指導を行うとともに、要所で立会いを行うことで、適切に施工品質を管理することとしてもよろしいでしょうか。 または、現場常駐し、施工管理担当も兼任することは可能でしょうか。 ご教示ください。	現場常駐し、施工管理担当も兼任することを認めます。 本事業設計・建設業務の実務を担当しており、構造設計の内容を熟知しているものが規定する期間常駐することとさせていただきます。
79	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	25	第1章	第5節	2	(5)	工事条件	土壌汚染、水質汚染はないものとし、汚染調査・対策に係る費用および工期は別途協議すると考えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答書
			第1章	第5節	2	(5)	ア			
80	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	25	第1章	第5節	2	(5)	ア	負担金	電気の引込について、電力会社に支払う工事負担金の記述は有りませんが、工事負担金は組合様の負担との理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
81	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	25	第1章	第5節	2	(5)	ア	負担金	電気の引込について、中部電力パワーグリッド様と事前相談、接続検討の申し込み等実施されているようでしたら、協議の内容（電圧・回線数の確認、取合点の遮断電流値及び受電遮断器の推奨遮断電流値、電力会社様の工事実施工程、その他特記事項等）を提示願います。（特に系統連系に関わる工事期間が本事業工程内であることの確認のため。）	現在、事前相談中となります。本工事の条件でお知らせする必要がある情報については、入札公告時に示します。
82	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	25	第1章	第5節	2	(5)	ア	負担金	受電及び系統連系に関わる負担金は、貴組合の所掌範囲と考えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
83	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	26	第1章	第5節	2	(5)	オ・カ	残存工作物・地中 障害物	残存工作物・地中障害物について、共に「処分すること」と記載がありますが、実施方針添付資料5リスク分担（案）にて、用地リスク（地中障害物、土壌汚染、その他募集資料等から予見できないもの）は組合殿となっています。要求水準書その他の資料で事業者側が応札前に把握できない物の処分が発生した場合、その費用や工程影響については、ご協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
84	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	26	第1章	第5節	2	(5)	オ	残存工作物	「事業実施区域になんらかの工作物があった場合は、組合の承諾を得て本工事の障害となるものを撤去処分すること」とありますが、撤去費用については協議にて追加精算いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	No83の回答をご参照ください。
85	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	26	第1章	第5節	2	(5)	オ	残存工作物	「事業実施区域になんらかの工作物があった場合は、組合の承諾を得て本工事の障害となるものを撤去処分すること」とありますが、現段階では障害になる工作物はないものと考えてよろしいでしょうか。	No83の回答をご参照ください。
86	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	26	第1章	第5節	2	(5)	カ	地中障害物	「地中障害物の存在が確認された場合は、その内容により組合と協議し適切に処分すること」とありますが、処理費用は協議にて追加精算いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	No83の回答をご参照ください。
87	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	26	第1章	第5節	2	(5)	カ	地中障害物	「地中障害物の存在が確認された場合は、その内容により組合と協議し適切に処分する」とありますが、予想される地中障害物や地歴、埋設物の分かる資料があればご貸与ください。	地中障害物や埋設物の分かる資料はありません。
88	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	26	第1章	第5節	2	(5)	ケ	工事用車両の搬入 経路	「工事用車両は原則として北側に隣接する市道から進入出すること」とありますが、協議の上、北側の進入出口に加え新設する東、南側の市道からの進入出口も設置してもよろしいでしょうか。	協議の上問題がなければ設置可能とします。

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答書
			第1章	第5節	2	(5)	ケ			
89	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	26	第1章	第5節	2	(5)	ケ	工事用車両の搬入 出経路	「原則として、事業実施区域の北側に隣接する市道から進入出すること。」とありますが、添付資料-12の構内道路(旧市道/事業実施区域の西側に隣接する道路)から事業実施区域へ進入出してもよろしいでしょうか。	工事期間中、既存施設の搬入出車両が添付資料-12の構内道路(旧市道/事業実施区域の西側に隣接する道路)を使用するため、原則として工事車両の搬入出を行わないこととします。
90	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	26	第1章	第5節	2	(5)	ケ	工事用車両の搬入 出経路	「原則として、事業実施区域の北側に隣接する市道から進入出すること。」とありますが、添付資料-15のStep1市道付替え工事範囲(事業実施区域の東・南側に隣接する道路)から事業実施区域へ進入出してもよろしいでしょうか。	No88、No89の回答をご参照ください。
91	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	26	第1章	第5節	2	(5)	ケ	工事用車両の搬入 出経路	「工事車両の待機は組合の指定する区域で行い」とありますが、事業敷地外での待機指定場所があるのでしょうか。	原則としては事業実施区域及び既存施設敷地内でスペースを確保することとし、他にスペースが必要な場合は事業者での費用負担により確保してください。
92	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	27	第1章	第5節	2	(5)	コ	仮設工事	「組合から委託を受けた施工監理者が5名程度収容可能な仮設事務所を設置すること。施工監督員用及び施工監理員用の仮設事務所を建設事業者の仮設事務所との合棟により、それぞれ別々に設置すること。施工監督員用の事務所には7～8名が打合せを行えるスペース及び机・椅子等を設けること。光熱水費、電話料金等は、建設事業者の負担とする。また、執務に必要な図書、事務機器(パソコン、コピー機等を含む)、什器類も建設事業者が用意すること。」とありますが、施工監督員様の人数提示がありませんので予定人数の提示をお願いします。	施工監督員の仮設事務所は不要です。 なお、入札公告において修正した要求水準書を示します。
93	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	27	第1章	第5節	2	(5)	コ	仮設工事	「組合から委託を受けた施工監理者が5名程度収容可能な仮設事務所を設置すること。施工監督員用及び施工監理員用の仮設事務所を建設事業者の仮設事務所との合棟により、それぞれ別々に設置すること。施工監督員用の事務所には7～8名が打合せを行えるスペース及び机・椅子等を設けること。光熱水費、電話料金等は、建設事業者の負担とする。また、執務に必要な図書、事務機器(パソコン、コピー機等を含む)、什器類も建設事業者が用意すること。」とありますが、施工監督員様及び施工監理者様すべての光熱水費、電話料金、事務機器、什器品を用意するとの理解でよろしいでしょうか。	No92の回答をご参照ください。
94	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	27	第1章	第5節	2	(5)	ス	電波障害調査	「電波障害影響調査を実施し、本件施設建設に伴い発生が予想されるテレビ電波障害について、テレビ電波障害防除対策を本工事で行うこと。」とありますが、電波障害影響調査を実施していない現段階において防除対策を見積りに反映することは困難です。電波障害影響調査の実施までを事業者の範囲としていただき、電波障害防除対策費については別途としていただけますようお願い申し上げます。	貴社ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答書	
95	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	27	第1章	第5節	2	(5)	ソ	施工方法及び建設 公害対策	「工事用車両は、事業実施区域内で洗車を行い」とありますが、運営開始後の収集車の洗車について特に記載がないように見受けられます。収集車の洗車は敷地外で行う予定であり、敷地内で洗車は行わないという理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
96	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	28	第1章	第6節	1	(3)		使用材料規格	「国内の一般廃棄物処理施設に、建設事業者が納入し稼働した実績があること。」と記載がありますが、弊社が製品の品質保証をすることで、弊社以外の建設事業者が納入し稼働した実績があるメーカーの製品を採用してもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
97	要求水準書 設計・建設 業務編 (案)	28	第1章	第5節	2	(5)	夕	作業日及び作業時 間	作業時間は、原則として午前8時30分から午後5時までとすることとありますが、朝礼や道工具の荷卸し、車両搬入などの準備作業は8時30分以前より開始が可能と考えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。ただし、車両搬入の集中により近隣道路の混雑を招く場合等に制限を指示する可能性があります。
98	要求水準書 設計・建設 業務編 (案)	31	第1章	第8節	1	(2)		引渡性能試験方法 敷地境界	敷地境界のわかる資料をご提示願います。	No54の回答をご参照ください。
99	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	31	第1章	第8節	2	(2)		引渡性能試験 性能保証事項	試運転における残渣搬出が、エコセメント行きであっても焼却主灰及び飛灰は安定化薬剤処理の系統による処理を実施し、表1.17における保証値を確認することとよろしいでしょうか。	本施設からの飛灰処理物は、全量資源化を行う計画ですので、安定化薬剤処理設備は非設置とし、保証値についても修正します。なお、入札公告において修正した要求水準書を示します。
100	要求水準書 設計・建設 業務編 (案)	35	第1章	第8節	1	(2)		引渡性能試験方法	「表1.17エネルギー回収施設の引渡性能試験方法(4/4)23項その他」、及び「表1.18マテリアルリサイクル推進施設の引渡性能試験方法(4/4)7項その他」の備考欄に「組合が必要と認めるもの」とありますが、追加となる測定・分析に係る費用は協議にて追加精算いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	現段階で追加測定・分析は想定していません。
101	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	35	第1章	第8節	2	(2)		非常用発電機	非常用発電機の引渡性能試験方法は、備考欄の「経済産業局の安全管理審査の合格をもって性能試験に代えるものとする」に該当する消防検査の合格をもって性能試験に代えるものと理解してもよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
102	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	35	第1章	第8節	2			引渡性能試験	17番の非常用発電機の試験方法は、「JIS B 8014に準じる。」と記載されていますが、JIS B 8014はディーゼル機関の規格ですので、p.119 非常用発電機の形式をディーゼル機関で提案した場合に該当するとの理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。ただし、別方式の場合は、当該方式に合わせた試験方法としてください。
103	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	43	第1章	第13節	7			住民説明	住民説明会を開催するとありますが、開催時期は決まっているのでしょうか。住民説明会は組合殿が主催し、建設事業者は、説明会に必要な資料などの準備を組合殿の要請により行うとの理解でよろしいでしょうか。	前段については決まっています。後段については貴社ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答書
104	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	45	第2 章	第1 節	2		防熱、保温	「ろ過式集じん器、風道、煙道、配管等の外装材は、カラー鉄板又はステンレス鋼板とする」とありますが、屋内の配管・ダクト（風道・煙道）は弊社実績のあるアルミガラスクロスの採用をお認めいただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
105	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	47	第2 章	第1 節	7	(1)	火災対策	火災に対応するため「・・・防火水槽、消防用水・・・」とありますが、消防法施行令27条による消防用水としての防火水槽は事業者の計画により要否の判断が可能ですが、消防法20条による消防水利としての防火水槽は当該敷地の建物のみでなく、地域の消防計画からも求められるものであるため、事業者では要否の判断が困難です。 所管消防殿にご確認の上、要求水準として、消防水利の要否、必要な場合は容量および設置数、建物に対する配置基準をご指示いただけますようお願い致します。	入札公告において示します。
106	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	47	第2 章	第1 節	8	(6)	地震対策	(6)項の記載に、「・・・ガス化炉の燃焼装置を停止し、・・・」とありますが、本案件はストーカ炉指定ですので、ガス化炉の記載は誤記との理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。なお、入札公告において修正した要求水準書を示します。
107	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	48	第2 章	第2 節	1		ごみ計量機	「(4)エ ゲート機（遮断機）」および「(5)コ 計量機手前には、信号機を設けること」とありますが、車両の計量および受付処理を安全・確実に行うことを前提とし、ゲート機または信号機どちらか一方の設置をお認めいただけないでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
108	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	48	第2 章	第2 節	1	(5)	ごみ計量機	ごみ計量機で計量する対象車両の種類やごみ種、現金徴収する対象車両については、添付資料-11(車両の定義)でご提示のパターンに基づく計画と考えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
109	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	49	第2 章	第2 節	2		プラットフォーム	エネルギー回収施設について「幅員18m以上」、「マテリアルリサイクル推進施設について「幅員14m以上」とありますが、貴組合提示の配置動線計画方針のようにプラットフォームを共用とした場合、車両の安全性・効率性を前提とし、プラットフォーム全体の幅員は18m以上であればよいという理解でよろしいでしょうか。	エネルギー回収施設の車両は収集車両、マテリアルリサイクル推進施設の車両は一般車両が多いと見込んでいますので、要求水準書のとおりとします。
110	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	50	第2 章	第2 節	2	(4)	キ プラットフォーム	プラットフォームに設置される操作盤、スイッチ等は防水防錆仕様と記載がありますが、防滴防錆仕様と読み替えてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答書	
111	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	50	第2 章	第2 節	3	(3)	カ	プラットホーム出 入口扉	プラットホーム出入口扉の開閉時間について、エネルギー回収施設には指定がありませんが、マテリアルリサイクル施設には10秒以内の指定があります。計画する出入口扉の大きさによっては開閉時間の設定により、メーカー・製品が特殊なものに限定され、保守性や更新性で著しく劣ることとなる可能性があります。エネルギー回収施設・マテリアルリサイクル施設ともに出入口扉の開閉時間については、極力扉前での滞留時間を短くすることに配慮の上、扉の仕様や大きさ等も総合的に判断して、事業者により最適な提案をすることとさせていただけないでしょうか。	プラットホーム出入口扉の開閉時間について、エネルギー回収施設及びマテリアルリサイクル推進施設共に10秒以内を基本として計画してください。
112	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	51	第2 章	第2 節	4			ごみ投入扉及びダ ンピングボックス	ダンピングボックスの数量について「1基以上」とありますが、ダンピングボックスを使用する車両は、一般持込車両という理解でよろしいでしょうか。	ダンピングボックスの使用は、一般持込車両に限定していません。
113	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	51	第2 章	第2 節	4			ごみ投入扉及びダ ンピングボックス	材質（SUS304または同等品以上）及び板厚（4mm以上）のご指定ありますが、扉本体、ボックス本体のごみと接する部分に関するものとし、駆動軸などは機械構造用炭素鋼鋼材の採用が可能との理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
114	要求水準書 設計・建設 業務編 (案)	53	第2 章	第2 節	5	(4)	オ	ごみピット	「ごみピットの奥行きは自動運転に対応するため、クレーンバケットの開き寸法に対して2.5倍以上とすること」とありますが、仕切りのある二段ピットを提案する場合、受入ピット幅は事業者提案とし、攪拌・積上げのある貯留ピット幅のみ2.5倍以上を確保する計画としてよろしいでしょうか。	2段ピットを提案する場合、受入ピットの幅は、クレーンバケットの開き寸法に対して1.5倍以上としてください。
115	要求水準書 設計・建設 業務編 (案)	54	第2 章	第2 節	6	(3)	オ	ごみクレーン	定格荷重算出用0.293t/m ³ （低質ごみの値）となっていますが、ごみピット内で圧密されることで、実際のごみの単位体積重量はもっと重くなります。そのため、一般的な値の0.4t/m ³ としてよろしいでしょうか。 また、稼働率算出用0.157t/m ³ （高質ごみの値）となっていますが、上記の通り、ごみピット内では圧密されるため、一般的な値の0.2t/m ³ としてよろしいでしょうか。	貴社のご提案を認めます。なお、入札公告において修正した要求水準書を示します。
116	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	56	第2 章	第2 節	9			可燃粗大ごみ切 断機	処理対象物最大寸法の長さ4,000mmとありますが、重機等で粗破碎可能な場合は、対象長さを短くすることは可能でしょうか。	貴社提案によりますが、重機等で粗解体する場合、安全に作業できるスペースを確保してください、
117	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	56	第2 章	第2 節	9	(4)		可燃粗大ごみ切 断機	「処理物押込装置」とありますが、事業者で設定した能力や、処理対象物最大寸法を問題なく処理できる場合は、処理物押込装置を不要としてもよろしいでしょうか。	No116の回答を参照したうえで、最大寸法は貴社提案とします。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答書	
118	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	57	第2 章	第2 節	10	(5)		大型木材用破砕機	対象とする大型木材は、現在どの程度の頻度で搬入されているのでしょうか。搬入に関する参考資料の提示をお願いします。	提示できる資料はありません。
119	要求水準書 設計・建設 業務編(案)	58	第2 章	第3 節	1	(5)	カ	ごみ投入ホッパ・ シュート	「本体及び滑り面ライナーの板厚は、耐摩耗を考慮して選定すること。」とありますが、耐摩耗を十分に考慮した滑り面の板厚とすることで、ライナーを不採用としてもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
120	要求水準書 設計・建設 業務編(案)	60	第2 章	第3 節	4	(3)	ウ	炉駆動用油圧装置	「数量：2ユニット」とありますが、1ユニットとし、油圧ポンプ3基(常用2基+共通予備1基)、油圧タンク1基で提案してよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
121	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	60	第2 章	第3 節	4	(3)	ウ	炉駆動用油圧装置	油圧タンクの数量は、弊社実績のある1ユニットに1基としてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。なお、入札公告において修正した要求水準書を示します。
122	要求水準書 設計・建設 業務編(案)	60	第2 章	第3 節	4	(3)	ウ	炉駆動用油圧装置	「1ユニットにつき、油圧ポンプ2基、油圧タンク2基」とありますが、「1ユニットにつき、油圧ポンプ2基、油圧タンク1基」で提案してよろしいでしょうか。	No121の回答をご参照ください。
123	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	60	第2 章	第3 節	4	(3)	ウ	炉駆動用油圧装置	油圧タンクの数量が、1ユニットに2基とありますが、1ユニットに1基としてよろしいでしょうか。	No121の回答をご参照ください。
124	要求水準書 設計・建設 業務編(案)	64	第2 章	第4 節	1	(1)	ウ	過熱器材質	過熱器材質は「SUS310又は同等品以上」とありますが、経済合理性を考慮し、腐食減肉が穏やかな部位に関しては「STB 又は同等品以上」の材質を使用してもよろしいでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
125	要求水準書 設計・建設 業務編(案)	65	第2 章	第4 節	1	(1)	オ	液面計	「液面計は、ボイラドラムの片側に二色式又はマグネット式液面計及び透視式液面計を取り付けること」とありますが、液面計は伝送器式液面計も設置するため、目視用としてボイラドラムの片側にマグネット式液面計を1つ取り付けることとしてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
126	要求水準書 設計・建設 業務編(案)	65	第2 章	第4 節	1	(1)	オ	液面計・圧力計の I T V監視	液面計および圧力計は伝送器にて数値を中央操作室で監視可能なためI T V監視不要としてもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
127	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	65	第2 章	第4 節	1	(1)	オ	ボイラ	(ク)項に「スートブロワからの蒸気噴射による…」とありますが、P-66の2項スートブロワでは、(蒸気式、ハンマリング式、衝撃式等を選択し…)とあります。事業者提案によるボイラチューブの減肉対策を行うこととの理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
128	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	75	第2 章	第4 節	14			廃液処理装置	純水装置廃液の中和処理については、排水処理設備において処理するものとして、必要に応じた設置を提案可能でしょうか。	貴社ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答書	
129	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	77	第2 章	第5 節	3	(4)	HCl, Sox除去設備	最大日使用量の7日分以上とありますが、基準ごみでの2炉運転時の7日分使用量と考えてよろしいでしょうか？	最大日使用量とは、2炉運転時（定格処理量・高質ごみ）とします。	
130	要求水準書 設計・建設 業務編（案）	77	第2 章	第5 節	2	(5)	シ	ろ過式集じん器	弊社の集じん器は、ろ布交換時に作業環境の悪化を防ぐため、機内にてろ布を人力で交換できる構造としており、ホイストを不要としております。ダストの飛散がなく、ホイスト設置を不要とする集じん器を事業者提案してよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。ただし、貴社提案で同等以上である場合については、協議で決定することとします。
131	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	82	第2 章	第6 節	1	(2)	ウ	蒸気タービン	④受電量制御については、電力会社様との協議結果により、可否を決定することによろしいでしょうか。	No81の回答をご参照ください。
132	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	91	第2 章	第7 節	8			煙突	「建築構造設計基準」の最新版(本年3月末改訂)では『高さが45mを超える建築物の設計にあつては、時刻歴応答解析を行い、国土交通大臣の認定を取得する』と明記されております。 本件における、煙突は (1) 建屋一体 (3) イ 煙突高：59m とあり、建物一体として計画致しますが、煙突が建屋一体の場合の建築物の最高高さの扱いは、以下のいずれかが弊社実績上の殆どですが、その判断は所管行政によります。 ①煙突内には屋内的空間を含まず建築基準法施行令第2条1項6号ハに該当する屋上突出物として、建物高さに算入されない。 ②煙突は建物高さに算入するが、建築基準法施行令第2条1項6号ロにより、外筒天端から12mを減じた高さとする。（内筒天端59m、外筒天端57mであれば建物高さは45m） 建物高さの扱いが上記以外となることで大臣認定要となる場合、事業工程のクリティカルパスである建築設計工程に大きな影響を与えるため、所管行政殿にご確認の上、その結果をお示しいただけないでしょうか。	組合として国土交通省大臣の認定は想定していませんが、最終判断は建築確認申請時で決定することになります。
133	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	92	第2 章	第8 節	2	(5)	ク	灰押出装置／形式	主灰及び飛灰への安定化剤供給については、エコセメントとしての搬出には使用せず、バックアップ用との理解でよろしいでしょうか。 その場合、用役には含まない計画との理解で良いでしょうか。 またエコセメントの受入基準について、重金属の溶出基準の有無をご教示ください。	No99の回答をご参照ください。

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答書
134	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	94	第2 章	第8 節	5	(4)	ア	主灰破砕機	主灰破砕機は主灰粒度選別機で不適合となった大塊物をエコセメント対象物として処理する理解でよろしいでしょうか。	No99の回答をご参照ください。
135	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	94	第2 章	第8 節	5	(4)	ア	主灰破砕機	破砕機の選定に際し、エコセメントの受け入れ基準(粒径等)をご教示ください。	No99の回答をご参照ください。
136	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	94	第2 章	第8 節	5	(4)	ア	主灰破砕機	主灰破砕機については、エコセメント受入基準を満足する主灰を前提として、必要に応じて設置を提案することは可能でしょうか。	No99の回答をご参照ください。
137	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	94	第2 章	第8 節	6		オ	主灰粒度選別機 主灰破砕機	エコセメントを利用しない場合、主灰粒度選別機で選別する大塊物は一時貯留後し、場外搬出するものと考えてよいでしょうか。	No99の回答をご参照ください。
138	要求水準書 設計・建設 業務編(案)	95	第2 章	第8 節	5	(4)	ア	主灰粒度選別機	エコセメントの受入基準値がありましたらご教示願います。	No99の回答をご参照ください。
139	要求水準書 設計・建設 業務編(案)	97	第2 章	第8 節	9	(5)	ア	ボイラ灰搬送コン ベヤ	「ボイラ灰を主灰又はボイラ灰として処理することができるように」とありますが、ボイラ灰の一般的な性状を鑑み、飛灰処理装置へ搬送するラインのみを設置するという認識でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。なお、入札公告において修正した要求水準書を示します。
140	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	97 66	第2 章	第8 節 第4 節	9 1	(5) (3)	ア エ	ボイラ灰搬送コン ベヤ	「主灰・飛灰の再資源化に合わせて、ボイラ灰を主灰又はボイラ灰として処理することができるよう計画のこと。」とありますが、ボイラ灰は飛灰処理系統で処理する計画としてよろしいでしょうか。	No139の回答をご参照ください。
141	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	100	第2 章	第9 節	1	(1)		給水設備 共通事項	205ページ第4章第1節2にて、600人以上の一次的避難を想定されておりますが、プラント用水のみ7日分以上の貯留が規定されており、生活用水受水槽については規定されていません。600人分の飲料水を常時受水槽に貯水することは、衛生上も好ましくないため考慮しないものと考え、避難者の飲料水の確保等は、伊勢市殿の避難所指定基準等で示される配送物資等で基本的に対応される想定であるものと考えてよろしいでしょうか。	生活受水槽による一時避難者への給水は想定していません。
142	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	101	第2 章	第9 節	1	(3)		給水設備 共通事項	「災害時等において、上水の供給が遮断された場合に備えて、定常時はプラント用水を常に最大日使用量の7日分以上貯留できる設計及びシステム構成とすること」とありますが、(8)の給水フローにて、プラント用水における上水は井水の不足分を補う役割とされていることから、災害時にも井水の使用は可能と考え、プラント用水のうち定常時の上水補給分の7日分を貯留するものとしてもよろしいでしょうか。	プラント用水の貯留量を、最大日使用量の3日分以上とします。 なお、入札公告において修正した要求水準書を示します。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答書
143	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	101	第2 章	第9 節	1	(3)	給水設備	最大日使用量の7日分以上とありますが、基準ごみでの2炉運転時の7日分使用量と考えてよろしいでしょうか。	No129の回答をご参照ください。
144	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	104	第2 章	第9 節	7	(3)	エ 除鉄・除マンガン 装置	既存施設井水水質データを提示いただきましたが、鉄・マンガンは基準値未満となっています。既施設では、除鉄・除マンガン装置を設置していますでしょうか。	既存施設では除鉄・除マンガン装置は設置していません。
145	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	104	第2 章	第9 節	7	(3)	エ 除鉄・除マンガン 装置	既存施設の井水利用先について、ご提示いただけま すでしょうか。	焼却炉の噴射水（減温用）に利用して います。
146	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	104	第2 章	第10 節	1		ごみピット排水	「ごみピット排水の処理は炉内噴霧によって蒸発酸 化処理することを基本とするが、他の方式でも可と する」とあるため、要求水準のエネルギー回収率 20.5%以上を確保し、更にごみピットの下層のコン クリートに防水混和剤を混ぜる等、ごみピットから ごみ汚水が漏れない対策を適切に施すことで、ごみ ピット排水貯留槽及び関連設備の省略をすることは 可能でしょうか。	ごみピット排水貯留槽及び関連設備の省 略は不可とします。
147	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	107	第2 章	第10 節	3		ポンプ類	数量は2基（交互運転）と記載ありますが、水中ポン プの場合、停止中の1基が壊れてしまう危険性が高 いため、通常、常用1基、倉庫予備を1基としてお ります。そのため、数量は事業者提案とさせていた だけないでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
148	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	108	第2 章	第10 節	3	(1)	有機系排水処理	有機系排水処理を設置せず、有機系排水と無機系排 水を一体としたプラント系排水処理設備を提案して もよろしいでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
149	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	109	第2 章	第10 節	4	(2)	砂ろ過塔	弊社実績に基づき、数量は事業者提案とさせていた だけないでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
150	要求水準書 設計・建設 業務編(案)	109	第2 章	第10 節	4	(2)	排水処理 砂ろ過塔	砂ろ過塔の数量については、事業者提案としても宜 しいでしょうか。	No149の回答をご参照ください。
151	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	110	第2 章	第11 節	3		受電 取合点	添付資料-1「事業実施区域関連資料」の鉄塔の位置 は赤丸部分で計画すればよろしいでしょうか。	No60の回答をご参照ください。
152	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	110	第2 章	第11 節	3		受電 取合点	電力会社との引込接続及び系統連系に関する協議情 報を開示いただけないでしょうか。	No81の回答をご参照ください。

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答書
153	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	111	第2 章	第11 節	3	(1)	ウ	特高受電盤	(オ) 接地開閉器は手動操作式の提案は可能でしょうか。	提案することを可とします。
154	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	111	第2 章	第11 節	3	(1)	キ	特高受電盤	(ウ) 特高変圧器1次ユニットの接地開閉器はVCT1次側に設置しますので有無は提案させていただいてよろしいでしょうか。	貴社提案を認めます。
155	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	112	第2 章	第11 節	4	(1)	オ	高圧受電盤	特高側のVCT(電力会社支給品)で代用できる場合は、高圧のVCT(電力会社支給品)は省略してよろしいでしょうか。	貴社提案を認めます。
156	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	112	第2 章	第11 節	4	(1)	オ	高圧受電盤	主要構成機器中、(ア)計器用VCT(電力会社支給品)は特高受電盤に設置、(イ)断路器はその機能は特高受電盤にある為、有無は提案させていただいてよろしいでしょうか。	(ア)計器用VCT(電力会社支給品)については貴社提案を認めます。 (イ)断路器については提案することを可とします。
157	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	112	第2 章	第11 節	4	(1)	オ	高圧受電盤	(オ) コンデンサ形計器用変成器(ZPD)がありますが、特高変圧器の2次側回路の為、接地型計器用変圧器(EVT)で提案してよろしいでしょうか。	貴社提案を認めます。
158	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	112	第2 章	第11 節	4	(1)	カ	高圧受電盤	(イ) 系統連系技術要件ガイドライン対応保護継電器は、特高受電盤の操作盤に設置するように提案させていただいてよろしいでしょうか。	貴社提案を認めます。
159	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	112	第2 章	第11 節	4	(2)		高圧配電盤	「2段積とする場合、前後扉は上下に分割し、各々別個に開閉できるよう計画する。」と記載されていますが、後面はケーブル接続用に計画しており前面の分割区分とは一致しない為、1面で提案してよろしいでしょうか。	提案することを可とします。
160	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	113	第2 章	第11 節	4	(2)	オ	高圧配電盤	進相コンデンサについて、安全通路の確保やメンテナンス性を考慮し、コンデンサ主幹盤を設置せず、高圧母線に進相コンデンサ盤を直接接続する構成をお認めいただけないでしょうか。	提案することを可とします。
161	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	113	第2 章	第11 節	4	(2)	カ	高圧配電盤	蒸気タービン発電機側に真空遮断器を設置しますので、蒸気タービン発電機連絡盤は真空遮断器ではなく、断路器で提案してもよろしいでしょうか。この場合盤の形式はJEM 1425 CXを合わせて提案致します。	貴社提案を認めます。
162	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	113	第2 章	第11 節	4	(2)	カ	高圧配電盤	(ウ) 零相変流器、(オ) 地絡方向継電器は、高圧配電盤設置の電気室外に供給するフィーダに該当すると考えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
163	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	113	第2 章	第11 節	4	(3)	エ	高圧変圧器	(ア) 準拠規格中JEM1482は、廃止になったため、非該当との理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。なお、入札公告において修正した要求水準書を示します。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答書	
164	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	113	第2 章	第11 節	4	(4)		高圧進相コンデン サ	力率改善・高調波抑制効果・経済性等検討し、省エ ネ寄与度の高い低圧進相コンデンサの採用を検討し てもよろしいでしょうか。	No160の回答をご参照ください。
165	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	115	第2 章	第11 節	6	(1)	イ	非常用電源盤	数量中に非常用電源盤の記載がありますが、非常用 発電設備(6kV級)で1炉起動を行うため、非常用電 源系統の区分は必須ではないと考えています。電源 系統区分は、提案とさせていただけないでしょ うか。	貴社提案によります。
166	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	115	第2 章	第11 節	8	(1)	ア	コントロールセン タ	コントロールセンタ(JEM-1195)ではなく、マテリ アルリサイクル推進施設と同様 汎用性・市場性・ 拡張性等に優れた鋼板製屋内閉鎖自立形(JEM1265、 電磁開閉器集合盤方式)で提案してもよろしいで しょうか。	要求水準書のとおりとします。
167	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	116	第2 章	第11 節	8	(2)	ウ	現場制御盤	現場制御盤の寸法は実施設計終了後提示するよう にさせていただけないでしょうか。	配置に影響しますので記載(参考寸法で も可)してください。
168	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	116	第2 章	第11 節	8	(3)	ウ	現場操作盤	現場操作盤の寸法は実施設計終了後提示するよう にさせていただけないでしょうか。	配置に影響しますので記載(参考寸法で も可)してください。
169	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	116	第2 章	第11 節	8	(4)	ウ	動力配電設備	地絡検出について、「例えば水気あるいは湿 気. . .」の記述がありますが、本項は機械器具を 乾燥した場所に施設する場合、地絡遮断器の設置を 義務付けられないことを意味し、コントロールセン ター、現場制御盤の主要収納機器の「漏電遮断器」 は、「配線用遮断器あるいは漏電遮断器」と理解し てよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
170	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	117	第2 章	第11 節	9	(2)	ウ	励磁装置	励磁装置の容量は実施設計終了後提示するよう にさせていただけないでしょうか。	参考容量でも可ですので記載してくださ い。
171	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	118	第2 章	第11 節	9	(3)	エ	タービン発電機制 御盤	「(オ)サージアブソーバ 1式」と記載がありま すが、機能上、サージアブソーバーが不要になる低 サージ型遮断器を提案してもよろしいでしょうか。	提案することを可とします。
172	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	118	第2 章	第11 節	9	(3)	エ	タービン発電機制 御盤	「(イ)地絡方向継電器 1式」と記載が有りますが、 本継電器はタービン発電機連絡盤側に設置する提案 をしてもよろしいでしょうか。	提案することを可とします。
173	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	119	第2 章	第11 節	10	(1)	エ	非常用発電設備	(ウ)燃料移送ポンプは、p. 63助燃油移送ポンプと兼 用できる場合は、非該当との理解でよろしいでしょ うか。	貴社ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答書	
174	要求水準書 設計・建設 業務編（案）	119	第2 章	第11 節	10	(1)	オ (エ)	設計基準	「燃料貯留タンクの容量は、全炉停止状態から1炉を立上げた後、蒸気タービン発電機運転後もう1炉の立上ができるまで、本設備が稼働を続けるために必要な容量以上」とあります。 しかし、蒸気タービン発電機運転後は、ごみを燃料とした蒸気タービン発電機から供給される電力により自立運転しながら、もう1炉立上げします。従い、燃料貯留タンクの容量は、1炉立上完了し蒸気タービン発電機運転開始するまでの容量以上を見込むことでよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。なお、入札公告において修正した要求水準書を示します。
175	要求水準書設計・建設業務編（案）	119	2章	11節	10			非常用発電設備	「都市ガス使用によるコージェネレーションシステムの活用については、消防法等の関係法令及び基準に合致することを条件」との記載がありますが、コージェネレーションシステムの本体（発電機）が、消防法等の関係法令及び基準に合致することが条件という認識でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
176	要求水準書設計・建設業務編（案）	119	2章	11節	10	(1)		原動機	数量が1基と記載されていますが、経済性、効率性等を総合的に検討した結果、2基以上が最適と判断した場合、2基以上でよろしいでしょうか。	提案することを可とします。
177	要求水準書設計・建設業務編（案）	119	2章	11節	10	(2)		発電機	数量が1基と記載されていますが、経済性、効率性等を総合的に検討した結果、2基以上が最適と判断した場合、2基以上でよろしいでしょうか。	提案することを可とします。
178	要求水準書 （案） （設計・建設 業務編）	121	第2 章	第11 節	10	(4)	イ	非常用発電機	「系統電圧回復時の非常用負荷への給電の無停電切換（瞬時切換）」と記載がありますが、本項は実施設計後の電力接続申し込み時に電力会社との協議により明確になると想定しています。もし事前協議等で明確になっていましたら教示願います。	入札公告時に示します。
179	要求水準書 （案） （設計・建設 業務編）	121	第2 章	第11 節	10	(4)	イ	非常用発電機	「非常用発電設備の自動同期投入装置及び同期検定装置」と記載がありますが、商用電源・蒸気タービン発電機電源・非常用発電機電源の一連の同期投入機能を蒸気タービン発電機側に設置してその機能を実現する提案をしてもよろしいでしょうか。	提案することを可とします。
180	要求水準書 （案） （設計・建設 業務編）	121	第2 章	第11 節	10	(4)	イ	非常用発電機	「母線連絡遮断器」と記載がありますが、非常用発電機遮断器・高圧受電遮断器でその機能を実現する提案をしてもよろしいでしょうか。	貴社提案を認めます。
181	要求水準書 （案） （設計・建設 業務編）	121	第2 章	第11 節	11	(1) (2)		無停電電源装置	直流電源装置と交流無停電電源装置の個別の提案（直流電源装置は交流無停電電源装置の電源として計画しない、蓄電池を兼用せず直流電源装置と交流無停電電源装置にそれぞれ設置する）は可能でしょうか。	要求水準書のとおりとします。
182	要求水準書 （案） （設計・建設 業務編）	125	第2 章	第12 節	3	(2)		大気質測定機器	「測定機器、記録計等必要な．．．」と記載がありますが、記録計については、p.129記載の制御装置（中央制御室）でその機能を実現する提案をしてもよろしいでしょうか。	貴社提案を認めます。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答書	
183	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	125	第2 章	第12 節	3	(2)	大気質測定機器	「任意の警報値設定が可能なものとし、警報発信機能も有すること。」と記載されていますが、本機能は、129ページ5項 制御装置(中央制御室)で実現してもよろしいでしょうか。	貴社提案を認めます。	
184	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	127	第2 章	第12 節	3	(3)	ア	カメラ設置場所	カメラ仕様に「ワイパ、回転雲台付」の記載がありますが、設置環境に配慮したうえで、ワイパが不要となる、親水コーティングドーム型カメラを提案してもよろしいでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
185	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	127	第2 章	第12 節	3	(3)	ウ	ITV装置	(イ)「ごみ計量棟近傍に設置するカメラのうち、1台は受付を確認できる位置に設置し、音声機能及び録画機能付きとすること。」と記載がありますが、インターホン式の採用を提案してよろしいでしょうか。	音声機能付きとは、その場の音声を録音できる機能とします。なお、入札公告において修正した要求水準書を示します。
186	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	128	第2 章	第12 節	3	(3)	ウ	ITV装置	(ロ)「プラットフォームに設置するカメラのうち、1台は音声機能及び録画機能付きとする。」と記載がありますが、どのような音声(何の音、どこの音等)か想定されている事項をご教示下さい。	No127の回答をご参照ください。
187	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	128	第2 章	第12 節	3	(3)	ウ	ITV装置	(リ)「組合と協議の上、必要な箇所は監視録画(30日間)が可能な設備を設けること。」と記載されていますが、想定されている場所をご教示ください。また録画期間は7日程度で提案することは可能でしょうか。	録画対象箇所は10箇所程度を想定しています。録画期間は要求水準書のとおりとします。
188	要求水準書 設計・建設 業務編(案)	128	第2 章	第12 節	4	(5)	エ	計装用空気圧縮機	「他の空気圧縮機との兼用は不可とする」とありますが、P131雑用空気圧縮機には「計装用空気圧縮機との兼用を認めるが」とあります。兼用は可能ということでもよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。なお、入札公告において修正した要求水準書を示します。
189	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	130	第2 章	第12 節	6	(2)		出力機器	データ処理装置の日報・月報用プリンタは画面ハードコピー用カラープリンタと兼用することをお認めいただけないでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
190	要求水準書 設計・建設 業務編(案)	134	第2 章	第9 節	8			エアライン設備	「なお、空気配管、空気圧縮機等は本設備専用とすること」とありますが、弊社納入施設において雑用空気圧縮機を整備等作業用エアとして兼用して使用している事例が多数あります。専用の空気圧縮機は設置しない計画としてよろしいでしょうか。	エアライン設備が要求する空気条件を満たす場合に限り、提案することを可とします。
191	要求水準書 設計・建設 業務編(案)	134	第2 章	第9 節	9			炉内清掃用集じん機	停止系列の炉内清掃時の集じんは、排ガス処理設備のろ過式集じん器を通して行う計画としています。弊社納入施設においても、ろ過式集じん器にて兼用している事例が多数あります。この場合も出口含じん量は、炉内清掃用集じん装置の要求水準0.01g/m ³ Nを遵守可能で、同様の機能をろ過式集じん器で代替出来ます。ろ過式集じん器を代替することで、炉内清掃用集じん装置は、設置しない計画としてよろしいでしょうか。	提案することを可とします。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答書	
192	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	136	第2 章	第13 節	13		小型及び大型動物 焼却装置	小型動物の死骸焼却後は飼い主への遺灰返却を想定されているかご教示下さい。また残渣焼却灰の搬出について、ご計画事項あれば教示ください。	遺灰返却は想定していません。 計画事項はありません。	
193	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	136	第2 章	第13 節	13	(5)	ア	小型及び大型動物 焼却装置	「小型動物（犬、猫等）と大型動物（シカ、イノシシ、サル等）の死骸を焼却処理する単独設備を設けること。」とあります。 すべての動物死骸は動物焼却装置で処理するとの理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
194	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	136	第2 章	第13 節	13	(5)	イ	小型及び大型動物 焼却装置	「専用の受付場所と引き取り場所を計画すること。」とありますが、小型動物および大型動物の焼却業務は、受付・料金徴収業務も含め事業者範囲という理解でよろしいでしょうか。 また「他の動線と別になるように…」とありますが、添付資料-11における一般来場車両と同様の取り扱いを計画されているということでしょうか。	前段については貴社ご理解のとおりです。 後段については、動物の搬入者が一般住民と行政等で区分することとし、一般住民に対する受付・引き取りは管理棟を原則としますが、ごみ搬入車両動線への影響がないことを条件として処理棟としても可とします。行政等の受付は計量で行い、引き取り場所についてもごみ搬入車両動線上とすることを可とします。なお、入札公告において修正した要求水準書を示します。
195	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	136	第2 章	第13 節	13	(5)	イ	小型及び大型動物 焼却炉	「専用の受付場所と引き取り場所を計画すること」とありますが、一般市町民が持ち込む小動物動物の遺灰返却は想定しておらず、一般市町民を対象とした引き取り場所の計画は不要という認識でよろしいでしょうか。また、大型動物の搬入は市職員等によって行われ、一般市町民の目に直接触れなければ専用の受付場所は不要という認識でよろしいでしょうか。	No194の回答をご参照ください。
196	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	136	第2 章	第13 節	13	(5)	ウ	小型及び大型動物 焼却炉	「排ガスはストーカ炉の集じん装置の手前に接合すること」とありますが、専用の排気塔を設けることで、動物焼却装置単独で排ガスを排出することを提案することは可能でしょうか。もし可能であればその際に遵守すべき排ガス基準値をご提示いただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答書	
197	要求水準書 設計・建設 業務編（案）	136	第2章	第13節	13	(5)	エ	小型及び大型動物 焼却装置	「排ガスはストーカ炉の集じん装置の手前に接合すること」とありますが、専用の排気筒を設けることで、動物焼却装置単独で排ガスを排出することを提案させていただけないでしょうか。動物焼却炉の排ガスダクトを各々の焼却系列に接続させると、焼却炉2炉運転時において、動物焼却炉排ガスを流さない系列側の接続部近傍では、ごみ焼却排ガスが滞留・結露してダクトを腐食する懸念があります。また動物焼却炉単独排気の場合、廃棄物焼却炉（動物焼却炉）の規模によって定められている大気汚染防止法及び三重県生活環境の保全に関する条例に基づく排ガスの規制値※を満足する設備として、エネルギー回収施設の排ガス規制値とは別としていただけないでしょうか。 ※例： ①火格子面積が2m2未満かつ焼却能力が1時間当たり200kg 未満の場合、法規制無し（ダイオキシン類除く）。 ②火格子面積が2m2以上、又は焼却能力が1時間当たり 200kg 以上の場合には以下の通り。 硫黄酸化物 K値=17.5、ばいじん 焼却能力2t/h未満で0.15g/m3N、窒素酸化物 250ppm、塩化水素 700mg/m3N、水銀 30μg/m3N、ダイオキシン類 火格子面積0.5m2以上又は焼却能力50kg/h以上で焼却能力2t/h未満で5ng-TEQ/m3N 今回はケース①に該当すると想定していますが、上乘せ対応として、ケース②を適用する計画です。	要求水準書のとおりとします。
198	要求水準書 （案） （設計・建設 業務編）	140	第3章	第2節	2	(5)	キ	プラットホーム出入口	「自動扉及びエアカーテン設備を設けること」とありますが、1階は臭気発生源が少ないものと考え、自動扉ではなく通常の重量シャッターとし（昼間は常開）、エアカーテンは省略してもよろしいでしょうか。	公害防止基準の遵守を条件として、貴社ご提案を認めます。
199	要求水準書 （案） （設計・建設 業務編）	141	第3章	第2節	2	(5)	セ	プラットホーム監視室	プラットホーム監視室や便所（男女兼用）は1階、2階共に設けると考えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
200	要求水準書 設計・建設 業務編（案）	141	第3章	第2節	2	(5)	タ	プラットホーム	床勾配について1.5%程度の水勾配を持たせることとありますが、プラットホーム水勾配について、運営に支障がなければ、実績に基づき1.0%程度とすご提案をお認めいただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答書
201	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	142	第3 章	第2 節	4	(4)	オ	荷下ろしスペース の消火設備	「火災対策として自動検知による消火用散水装置を 設けること」とありますが、この消火装置の目的は、 一般持込車両から荷下ろし仮置きした持込ごみから の出火に対する初期消火用と考え、仮置き範囲に対 して、閉鎖型スプリンクラー設備を設けるものと考 えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。ただし、消防 からの指導があった場合は、その指示に したがってください。
202	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	142	第3 章	第2 節	5	(3)		イ貯留容積	「貯留容積が有効【 】」となっておりますが、貯 留容積は、事業者側で決定できるものとし、貴組合 からのご指定は無いものと考えてよろしいでしょ うか。他受入ヤードの貯留容積も同様です。	貴社ご理解のとおりです。
203	要求水準書 設計・建設 業務編(案)	142	第3 章	第2 節	5			粗大ごみ受入ヤード	粗大ごみ受入ヤードは、搬入されるごみが「粗大ご み、缶・金属類、スプレー缶、小型家電」が混載で 搬入されるものと思料します。この場合、粗大ごみ 受入ヤードにてこれらを一括選別し、その中でゾー ニング運用することで作業効率の向上が図れます。 については、143頁の「6. 缶・金属類受入ヤード」、 「7. スプレー缶受入ヤード」、144頁の「8. 小型家 電受入ヤード」は、「粗大ごみ受入ヤード」に包含 できるものとしてよろしいでしょうか。	各ヤードの間仕切り等は必須ではなく、 提案することを可としますが、当該品目 を搬入する市町の収集車両は各品目を別 の場所に荷下ろしができる状態で搬入 し、混載が想定される一般持込車両は荷 下ろしスペースで受け入れることにご留 意ください。
204	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	142	第3 章	第2 節	5 6 7 8 11 13	(4)	ウ他	粗大ごみ受入ヤード 缶・金属類受入ヤード スプレー缶受入ヤード 小型家電受入ヤード 乾電池受入ヤード プラスチック受入ヤード の消火設備	各受入ヤードに「火災対策として自動検知による消 火設備を設けること」とありますが、この消火装置 の目的は、対象とする受入れヤードの各ごみ置場に置 いたごみからの出火に対する初期消火用と考え、 ヤード全域ではなく、各ごみの置場を対象に、閉鎖 型スプリンクラー設備を設けるものと考えてよろし いでしょうか。	No201の回答をご参照ください。
205	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	143	第3 章	第2 節	5 6 7 8 10 13	(4)	ク他	粗大ごみ受入ヤード 缶・金属類受入ヤード スプレー缶受入ヤード 小型家電受入ヤード ガラス・くずびん 類、陶磁器類受入 ヤード プラスチック受入ヤード	床スラブ面や壁面の摩耗対策としてI型鋼埋め込み等 の対策例が記載されております。ごみピットのよう にコンクリートの鉄筋からのかぶり厚を大きくする 対応は採用可能でしょうか。	貴社ご提案によりますが、長期運営に配 慮した計画としてください。
206	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	145	第3 章	第2 節	9	(3)	イ	資源びん受入ヤード	「貯留容積が有効150m ³ 」とありますが、資源びん受 入ヤードへ搬入される荷姿はコンテナになりますの で、必要な貯留コンテナ数で貯留量をお示しただ けますでしょうか。	メーカー名及び仕様を提示しますので、 その情報をもとに提案してください。 メーカー名：三甲(株) 品名：サンテナー A#75 品番：107300 サイズ：外寸632×479×314mm 容量：73.3L

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答書
207	要求水準書 設計・建設 業務編（案）	145	第3章	第2節	9	(4)	ア	資源びん受入ヤード 特記事項	資源びんの指定容器ですが、約63 cm W×48 cm L×32 cm Hと要求水準書に記載あります。現地にて確認させていただいたところ、台形状でありました。正確な貯留量算出の為、メーカー名及び型番、また容器容量についてご教示願います。	No206の回答をご参照ください。
208	要求水準書 設計・建設 業務編（案）	145	第3章	第2節	9	(4)	ア	資源びん受入ヤード 特記事項	洗浄後の空になった資源びん指定容器の各集積所への搬出・運搬については、収集業者様が、搬入ごみを荷下ろし後に指定容器を収集車に積んで各集積所へ搬出するものと考えております。洗浄後の指定容器貯留スペース算出のため、搬出頻度および1回あたりの搬出個数、または貯留しておかなければならない個数を御教示ください。	洗浄後の空になった資源びん指定容器の貯留しておかなければならない個数は、1,320個(15段×11×8)程度を想定しています。
209	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	145	第3章	第2節	10	(3)	イ	ガラス・くずびん 類、陶磁器類受入 ヤード	「貯留容積が有効180m ³ 」とありますが、ガラス・くずびん類、陶磁器類受入ヤードへ搬入される荷姿はコンテナになりますので、必要な貯留コンテナ数で貯留量をお示しいただけますでしょうか。	メーカー名及び仕様を提示しますので、その情報をもとに提案してください。 メーカー名：三甲(株) 品名：SNコンテナーB#35 品番：203700 サイズ：外寸548×391×243mm 容量：37L
210	要求水準書 設計・建設 業務編（案）	145	第3章	第2節	10	(4)	ア	ガラス・くずびん 類、陶磁器類受入 ヤード 特記事項	ガラス・くずびん類及び陶磁器類の指定容器ですが、約55 cm W×40 cm L×25 cm Hと要求水準書に記載あります。現地にて確認させていただいたところ、台形状でありました。正確な貯留量算出の為、メーカー名及び型番、また容器容量についてご教示願います。	No209の回答をご参照ください。
211	要求水準書 設計・建設 業務編（案）	145	第3章	第2節	10	(4)	ア	ガラス・くずびん 類、陶磁器類受入 ヤード 特記事項	ガラス・くずびん類、陶磁器類の空になった指定容器の各集積所への搬出・運搬については、収集業者様が、搬入ごみを荷下ろし後に指定容器を収集車に積んで各集積所へ搬出するものと考えております。指定容器貯留スペース算出のため、搬出頻度および1回あたりの搬出個数、または貯留しておかなければならない個数を御教示ください。	ガラス・くずびん類、陶磁器類の空になった指定容器の貯留しておかなければならない個数は、840個(15段×8×7)程度を想定しています。
212	要求水準書 設計・建設 業務編（案）	146	第3章	第2節	12	(4)	ア	蛍光管受入ヤード 特記事項	蛍光管の指定容器ですが、約50 cm W×133.5 cm L×37 cm Hと要求水準書に記載あります。正確な貯留量算出の為、メーカー名及び型番、また容器容量についてご教示願います。	メーカー名及び仕様を提示しますので、その情報をもとに提案してください。 メーカー名：三甲(株) 品名：サンボックスTP4124L 品番：221100 サイズ：外寸1340×503×380mm 容量：212L

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答書
213	要求水準書 設計・建設 業務編（案）	146	第3章	第2節	12	(4)	ア	蛍光管受入ヤード 特記事項	蛍光管の空になった指定容器の各集積所への搬出・運搬については、収集業者様が、搬入ごみを荷下ろし後に指定容器を収集車に積んで各集積所へ搬出するものと考えております。 指定容器貯留スペース算出のため、搬出頻度および1回あたりの搬出個数、または貯留しておかなければならない個数を御教示ください。	No212の回答をご参照ください。
214	要求水準書 （案） （設計・建設 業務編）	150	第3章	第2節	18			粗大ごみ、小型家電 ピット	「容量 900m ³ 以上」とありますが、各種ピットの容量は何日分程度の搬入ごみを貯留する目的で設定されているかご教示いただけますでしょうか。また、その日数は既設工場での運営状況をもとに設定されているという理解でよろしいでしょうか。	前段のピット容量については3日分を想定しています。 後段については貴社ご理解のとおりです。
215	要求水準書 設計・建設 業務編（案）	150	第3章	第2節	18	(3)	ア	粗大ごみ、小型家電 ピット	粗大ごみ、小型家電ピットの容量900m ³ 以上とありますが、151頁の「20. ペットボトルピット（375m ³ 以上）」と152頁の「21. プラスチックピット（1, 125m ³ 以上）」の容量については、計画ごみ質より、計算しますと貯留量は3日分程度となっております。したがって、粗大ごみ、小型家電ピットについても、同様に3日分程度として計算した結果、600m ³ と推定されますが、この容量で計画してもよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。なお、入札公告において修正した要求水準書を示します。
216	要求水準書 （案） （設計・建設 業務編）	150	第3章	第2節	18	(4)	ケ	粗大ごみ、小型家電 ピット	「ピット壁側（長手方向の片面に2箇所、短手方向に1箇所の3箇所）にごみ量を示す残量表示目盛（1m毎）をごみクレーン操作室から容易に確認できるように設置すること」とありますが、ごみクレーン操作室のモニターで確認できるものとしてもよろしいでしょうか。	提案することを可とします。
217	要求水準書 （案） （設計・建設 業務編）	151	第3章	第2節	19			缶・金属類ピット	「缶・金属類ピット」とありますが、ピット以降の処理フローが、粗大ごみおよび小型家電と同じ場合、ピットを共用とすることをお認めいただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
218	要求水準書 設計・建設 業務編（案）	151	第3章	第2節	19	(3)	ア	缶・金属類ピット	缶・金属類ピットの容量900m ³ 以上とありますが、151頁の「20. ペットボトルピット（375m ³ 以上）」と152頁の「21. プラスチックピット（1, 125m ³ 以上）」の容量については、計画ごみ質より、計算しますと貯留量は3日分程度となっております。したがって、缶・金属類についても、同様に3日分程度として計算した結果、300m ³ と推定されますが、この容量で計画してもよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。なお、入札公告において修正した要求水準書を示します。
219	要求水準書 （案） （設計・建設 業務編）	158	第3章	第3節	2	(5)	ウ	供給コンベヤ	「後方機の過負荷時、自動的に停止・起動及び速度調整ができること」とありますが、後方機の過負荷時の対応はインターロックによる供給コンベヤの停止と過負荷解消時の再起動とし、自動での速度調整は行わない計画としてよろしいでしょうか。	提案することを可とします。

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答書
220	要求水準書 設計・建設 業務編（案）	158	第3章	第3節	2	(5)	ウ	供給コンベヤ（低速回転破砕機用） 特記事項	後方機の過負荷時、自動的に停止・起動及び速度調整ができることとあります。後方機の電流値を監視して自動的に停止および起動はいたしますが、後方機の負荷状況への対応は停止と起動だけでも十分行えますので、自動での速度調整については行わないものとしてよろしいでしょうか。 なお、本コンベヤについては、インバータ制御ですので、遠隔手動での速度調整を行います。	No219の回答をご参照ください。
221	要求水準書 （案） （設計・建設 業務編）	158	第3章	第3節	2	(5)	オ	特記事項	「本コンベヤは稼働時にセルフクリーニングできる構造とすること。」とありますが、コンベヤ形式をエプロンコンベヤとする場合、一般的にセルフクリーニングができる構造を設けることができません。 そのため、コンベヤ形式にエプロンコンベヤを採用する場合には、セルフクリーニングのできる構造は設けない計画としてよろしいでしょうか。	提案することを可とします。
222	要求水準書 設計・建設 業務編（案）	158	第3章	第3節	2	(5)	オ	供給コンベヤ（低速回転破砕機用） 特記事項	本コンベヤは「稼働時にセルフクリーニングできる構造とすること。」とありますが、本コンベヤ形式はベルトコンベヤより耐久性に優れるエプロンコンベヤで考えております。 エプロンコンベヤにおいてはベルトコンベヤの場合に設置されるセルフクリーニング機構がございませんが、コンベヤ形式によっては本特記事項を免除されるとの理解でよろしいでしょうか。	No221の回答をご参照ください。
223	要求水準書 設計・建設 業務編（案）	159	第3章	第3節	3	(4)	エ	低速回転破砕機 特記事項	低速回転式破砕機の破砕処理後の寸法は300mm以下とありますが、低速回転式破砕機の後段で高速回転式破砕機による破砕を行い、高速回転破砕後の破砕寸法を150mm以下とすることができます。 従い、高速回転破砕後の破砕寸法を150mm以下とすることを大前提に、低速回転式破砕機での破砕処理後の寸法については事業者提案とさせていただけないでしょうか。 なお、低速回転式破砕機の破砕処理後の寸法について、ごみ処理施設整備の計画・設計要領では400mm以下に設定するのが一般的との記述があります。	要求水準書のとおりとします。
224	要求水準書 設計・建設 業務編（案）	160	第3章	第3節	4	(5)	ウ	粗破砕物供給コンベヤ（高速回転破砕機用） 特記事項	後方機の過負荷時、自動的に停止・起動及び速度調整ができることとあります。後方機の電流値を監視して自動的に停止および起動はいたしますが、後方機の負荷状況への対応は停止と起動だけでも十分行えますので、自動での速度調整については行わないものとしてよろしいでしょうか。 なお、本コンベヤについては、インバータ制御ですので、遠隔手動での速度調整を行います。	提案することを可とします。

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答書
225	要求水準書 設計・建設 業務編（案）	160	第3章	第3節	4	(5)	オ	粗破砕物供給コンベヤ（高速回転破砕機用） 特記事項	本コンベヤは「稼働時にセルフクリーニングできる構造とすること。」とありますが、本コンベヤ形式はベルトコンベヤより耐久性に優れるエプロンコンベヤで考えております。 エプロンコンベヤにおいてはベルトコンベヤの場合に設置されるセルフクリーニング機構がございませんが、コンベヤ形式によっては本特記事項を免除されるとの理解でよろしいでしょうか。	提案することを可とします。
226	要求水準書 設計・建設 業務編（案）	160	第3章	第3節	5	(3)	エ	高速回転式破砕機 材質	今回、採用を計画しております堅型高速回転式破砕機ではハンマという名称ではなくグラインダと言う名称になりますが、よろしいでしょうか。また、堅型破砕機では固定刃と呼ばれるものはなく、ライナ（シェルライナと呼ばれてます）がすり鉢状に取り付けられており、所定の破砕寸法まで破砕され、最終段のチョークリングを通過して排出されます。 したがって、破砕する用途としての固定刃に相当するものはありませんが、よろしいでしょうか。	貴社提案の型式に合わせた名称としてください。
227	要求水準書 設計・建設 業務編（案）	161	第3章	第3節	5	(3)	シ	高速回転式破砕機 付属品	今回、採用を計画しております堅型高速回転式破砕機は振動が小さいため、共通防振床盤、防振装置は備えておりません。また、排出部でも滞留が起こりにくいことから、排出コンベヤは設けておりません。 したがって、付属品については破砕機の形式も含め、事業者提案としてよろしいでしょうか。	提案することを可とします。
228	要求水準書 設計・建設 業務編（案）	161	第3章	第3節	5	(4)	ク	高速回転式破砕機 特記事項	排出コンベヤについては堅型高速回転式破砕機の場合、不要となりますので設置しないものとしてよろしいでしょうか。ただし、高速回転式破砕機から磁選用の選別コンベヤまでの破砕物搬送コンベヤまでインバータ駆動としておりますので、磁選機への最適な供給量を調整することは可能です。	貴社ご理解のとおりです。
229	要求水準書 （案） （設計・建設 業務編）	161	第3章	第3節	5	(4)	ケ	破砕機室の構造	「破砕機室はRC構造とし」とありますが、床・壁・屋根は無窓のRC（屋根はデッキRC）で密閉することで爆風逃し性能として遜色ないため、屋根下の梁のみ鉄骨としてもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
230	要求水準書 （案） （設計・建設 業務編）	161	第3章	第3節	6			破砕機保全ホイス ト	破砕機室に低速回転式破砕機と高速回転式破砕機を設置しますが、両機器のメンテナンスを破砕機保全ホイス1基で問題できれば1基としてもよろしいでしょうか。	提案することを可とします。
231	要求水準書 （案） （設計・建設 業務編）	162	第3章	第3節	6	ウ	(ケ)	破砕機保全ホイス ト	電動機に「走行、横行」とありますが、破砕機のメンテナンスを、走行・巻上のみテルハクレーン型ホイストでできる場合、横行は不要としてもよろしいでしょうか。	提案することを可とします。
232	要求水準書 （案） （設計・建設 業務編）	165	第2章	第3節	8	(1)	オ	特記事項(ケ)	「粒度選別機からの・・・振動コンベヤを採用し・・・」とありますが、アルミ選別機での純度・回収率を順守できる場合、振動コンベヤは不要としてもよろしいでしょうか。	提案することを可とします。

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答書
			第3章	第3節	5	(4)	ク			
233	要求水準書 設計・建設 業務編 (案)	172	第3章	第3節	5	(4)	ク	生きびん貯留ヤード 特記事項	生きびんケースの貯留スペースについて、貯留スペース算出の為、生きびんケースの寸法と貯留個数についてご教示願います。 また、貯留スペース算出のため、貯留日数をご教示下さい。	生きびんケースの寸法は395×274×436mmです。 貯留個数は、306個(6段×3×7) 貯留日数は、7～15日を想定しています。
234	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	179	第3章	第8節	2	(5)	オ	ペットボトル供給 コンベヤ	「本コンベヤは稼働時にセルフクリーニングできる構造とすること。」とありますが、コンベヤ形式をエプロンコンベヤとする場合、一般的にセルフクリーニングができる構造を設けることができません。 そのため、コンベヤ形式にエプロンコンベヤを採用する場合には、セルフクリーニングのできる構造は設けない計画としてよろしいでしょうか。	提案することを可とします。
235	要求水準書 設計・建設 業務編 (案)	179	第3章	第8節	2	(5)	オ	ペットボトル供給 コンベヤ 特記事項	本コンベヤは「稼働時にセルフクリーニングできる構造とすること。」とありますが、本コンベヤ形式はベルトコンベヤより耐久性に優れたエプロンコンベヤで考えております。 エプロンコンベヤにおいてはベルトコンベヤの場合に設置されるセルフクリーニング機構がございませんが、コンベヤ形式によっては本特記事項を免除されるとの理解でよろしいでしょうか。	No234の回答をご参照ください。
236	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	182	第3章	第9節	2	(5)	オ	プラスチック供給 コンベヤ	「本コンベヤは稼働時にセルフクリーニングできる構造とすること。」とありますが、コンベヤ形式をエプロンコンベヤとする場合、一般的にセルフクリーニングができる構造を設けることができません。 そのため、コンベヤ形式にエプロンコンベヤを採用する場合には、セルフクリーニングのできる構造は設けない計画としてよろしいでしょうか。	提案することを可とします。
237	要求水準書 設計・建設 業務編 (案)	182	第3章	第9節	2	(5)	オ	プラスチック供給 コンベヤ 特記事項	本コンベヤは「稼働時にセルフクリーニングできる構造とすること。」とありますが、本コンベヤ形式はベルトコンベヤより耐久性に優れたエプロンコンベヤで考えております。 エプロンコンベヤにおいてはベルトコンベヤの場合に設置されるセルフクリーニング機構がございませんが、コンベヤ形式によっては本特記事項を免除されるとの理解でよろしいでしょうか。	No236の回答をご参照ください。
238	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	191	第3章	第13節	1	(13)	イ	共通事項	「前面枠及び扉はt=3.2mm (ただし、面積0.9m2以下の場合には2.3mm)」と記載がありますが、公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) を基に、盤の大きさ・取付品等検討し提案させていただいてもよろしいでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
239	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	193	第3章	第13節	3			低圧配電設備	マテリアルリサイクル推進施設の電力負荷容量を配慮し、主幹盤を設けず、エネルギー回収施設の低圧配電設備から直接動力制御盤に給電する提案をさせていただいてよろしいでしょうか。	貴社ご提案を認めます。

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答書
240	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	200	第3 章	第14 節	3	(2)	イ	ITV装置	「「第4章第2節5(2)イ諸室計画」に記載している処理棟内の各モニタは、上表でまとめたモニタとは別途建設事業者が整備すること。」と記載されていますが、管理棟研修室のモニタの理解でよろしいでしょうか。他に該当機器があればご教示ください。	貴社ご理解のとおりです。 他に該当機器はありません。
241	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	200	第3 章	第14 節	3	(2)	イ	ITV装置	モニタ大きさについて24インチ、70インチとの記載がありますが、70インチとすると中央操作室の設置スペース等から、カメラ監視台数に比べモニタ台数が少なくなり、1モニタ当たりで表示する画面が16分割になる等、1画面の表示枠が小さくなり監視し辛くなります。マテリアルリサイクル推進施設においては、55インチモニタが運用面からも適切な大きさと考えます。つきましては、モニタサイズは、中央操作室に設置するモニタは24インチ、70インチではなく、55インチモニタを必要台設置する構成としてもよろしいでしょうか。	提案することを可とします。
242	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	201	第3 章	第14 節	4	(1)	エ	オペレーターズ コンソール	「……場内放送を含めた警報と操作ガイダンス等の音声メッセージが行えること。」とありますが、マテリアルリサイクル施設では複数の警報が同時に発報することがあり、音声メッセージでは、同時に音声メッセージを流すことはできず実用的ではありません。つきましては、実用性を考慮し、音声メッセージではなく警報が発生した時に現場警報ベルを鳴動させる方式をお認めいただけないでしょうか。	提案することを可とします。
243	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	205	第4 章	第1 節	2	(1)	エ	指定緊急避難場所	「指定緊急避難場所（津波）：災害対策基本法第49条の4の指定を受ける可能性が高い」とありますが、伊勢市避難所指定基準によると、同法同条の指定を受けた施設は、原則として「津波避難ビル等に係るガイドライン」の要件を満たす施設とするとされています。この場合、構造物が津波の波圧から耐えうる強度を持っているかを構造計算により確認することが原則求められますが、同ガイドラインが平成29年7月5日で廃止されていること、要求水準書案添付資料5「ハザードマップ」より浸水想定は0.5mであり、三重県HP公表の津波浸水予測図の津波浸水予測範囲外であることなどから、要求水準書に示される計画地盤高（T.P.+7.6m）にて計画することにより、本施設建物が津波の波圧に耐えうる強度を持っているかを構造計算により確認する必要はないものと考えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答書
244	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	206	第4 章	第1 節	2	(3)	イ③ 鉄塔	盛土高さが現地盤から1.0m以下の条件の場合の鉄塔からの離隔距離が示されており、また、「現地盤から盛土高さが1.0mを超える場合は、中部電力と協議を行い離隔距離について検討し、承諾を受けること」とあります。一方で205頁第4章第1節2(1)イに、水害等の対策として建屋の他、周回道路等の計画地盤高TP+7.6m以上とすることが求められていますが、添付資料06敷地測量図にて現地盤高はTP+6.23m～6.56m(鉄塔周辺も6.45m)であり、現地盤から1.0m以下の盛土で要求水準のTP+7.6m以上の建物や周回道路を構築することは不可能です。については、中部電力殿とのご協議の上、現地盤からTP+7.6m以上に盛土した場合に必要な離隔距離を要求水準書にてご提示いただきたくお願いします。若しくは、見積計画は周回道路等をTP+7.6mで計画し、現状示されている盛土1.0m以下の場合の離隔距離を確保することとし、実施設計時に中部電力殿との協議により、事業者の計画に変更を要する、または、著しく中部電力殿との協議に時間を要することとなった場合、その工程・費用について別途ご協議としていただけますようお願いいたします。	ご提案のとおり、見積計画は周回道路等をTP+7.6mで計画し、現状示されている盛土1.0m以下の場合の離隔距離を確保することとさせていただきます。実施設計時に中部電力と協議を実施することとし、計画に変更または、著しく中部電力殿との協議に時間を要する場合の工程・費用について別途協議することとします。
245	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	206	第4 章	第1 節	2	(3)	鉄塔	既設工場の鉄塔からの離隔距離は非常に短いとお見受けしますが、協議次第では本施設の離隔距離5mを縮小することは可能という理解でよろしいでしょうか。	既設工場における離隔距離の設置については協議記録が残っておらず、根拠が不明であることから、本施設においては原則として現時点で提示している離隔距離を確保することとしてご検討ください。
246	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	206	第4 章	第1 節	2	(3)	鉄塔	鉄塔廻りの区画フェンス等、鉄塔の維持管理に必要な施設(メンテナンス動線を除く)は、本工事に含まないと考えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
247	要求水準書 設計・建設 業務編(案)	206	第4 章	第1 節	1	2	(3) 鉄塔	鉄塔に関し、現在フェンス等の困障はないようですが、今後電力会社で設置される予定はありますでしょうか。	現時点では確認できていません。
248	要求水準書 設計・建設 業務編(案)	206	第4 章	第1 節	1	2	(3) 鉄塔	鉄塔に関し、構造物からの離隔距離や高圧線下の利用制限など要求水準書記載のもの以外に条件があればご教示願います。	現時点では確認できていませんが実施設計時に中部電力と協議の上、確認を行って下さい。
249	要求水準書 設計・建設 業務編(案)	208	第4 章	第1 節	3	(1)	ア (エ) 二酸化炭素分離回収設備	本施設は建設予定地内に場所のみ確保することによってよろしいでしょうか。 仕様や大きさは事業者の想定とし、将来整備する場合は回収後の利用先含め別事業との解釈でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
250	要求水準書 設計・建設 業務編(案)	208	第4 章	第1 節	3	(1)	ア (オ) 駐車場	P236では駐車場台数は、組合用、来場者用それぞれ30台記載がありますが、P208には「組合用、来場者用(30台)」と記載があります。貴組合用、来場者用合わせて30台を整備することの理解でよろしいでしょうか。	P236表4.5 駐車場計画 組合用、来場者用それぞれ30台を正としてください。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答書	
251	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	208	第4 章	第1 節	3	(1)	ア (カ)	緑地帯	「工場立地法に則り必要な緑地面積を確保すること」とありますが、伊勢市工場立地法に基づく準則を定める条例の中で、本施設は丙区域にあたり、緑地の面積の敷地面積に対する割合を10%以上とするという理解でよろしいでしょうか。	丙区域に該当し、環境施設（緑地含む）を15%以上整備する必要があります。15%のうち10%以上は緑地でなければならず、残り5%は、緑地または緑地以外の環境施設（噴水、広場等）を整備する必要があります。また、そのほとんどを敷地周縁に設ける必要があります。なお、都市計画決定（変更）区域が既存施設の敷地面積＋新施設の敷地面積となるため、緑地面積を算出する上での敷地面積は、既存敷地面積＋新敷地面積となります。
252	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	209	第4 章	第1 節	3	(1)	ア (コ)	付替え市道	市道の廃止、新設について、各種関係機関（三重県、伊勢市、近畿日本鉄道等）との協議のご指示がありますが、P239に「組合が行う関係機関との協議に必要な調査及び資料作成を行うこと。」とあるため、組合殿主導で行われるものと考えております。実施設計・建設工事工程を検討する上で、市道付け替えに伴う関係機関との、協議工程・各種申請工程及び必要な調査の概要をお示しいただけますようお願い致します。	実施設計段階に組合が各種関係期間と協議することを想定しており、その後の協議工程については未定です。
253	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	209	第4 章	第1 節	3	(1)	ア (コ)	付替え市道	付替え市道の開通時期の指定、その他工事上の制約条件等があれば、ご指示ください。市道付替え工事中は、廃止する既存市道を全面通行止めにと考えると考えてよろしいでしょうか。	前段については、今後の協議により決定します。 後段については、添付資料-01に示す廃止予定の市道を全面通行止めすることを想定しています。
254	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	209	第4 章	第1 節	3	(1)	ア (サ)	造成計画	「1.0m嵩上げ（盛土）を行い、浸水深より0.5m高いT.P.+7.6m以上を計画GL（計画地盤高）とすること、とありますが、添付資料06敷地測量図より現地盤高はT.P.+6.23m～6.56m程度であり、1.0mの嵩上げを行ってもT.P.+7.6m以上にはなりません。T.P.+7.6m以上を正として計画することよろしいでしょうか。	T.P.+7.6m以上を正として計画してください。
255	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	209	第4 章	第1 節	3	(1)	ア (シ)	雨水調整池 流出抑制対策	「二級河川外城田川水系の河川に負荷がかからないよう流出抑制対策が必要であり…」とありますが、現在の放流条件（許容放流量、放流管の対象流域、流出係数）をご教示願います。	伊勢市土地開発事業指導要綱設計審査基準で定める検討手法を参考に現在の放流条件を予測してください。
256	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	209	第4 章	第1 節	3	(1)	ア (セ)	土地利用計画	「必要に応じて、擁壁等の構造物を計画すること」とありますが、敷地境界付近は、隣地への土砂及び雨水流出対策を行った上で、法面で計画してもよろしいでしょうか。	貴社提案を認めます。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答書	
257	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	209	第4 章	第1 節	3	(1)	ア (チ)	施設配置計画	「事業実施区域の南側は、近畿日本鉄道 山田線に隣接しており、線路近接工事を行う場合は鉄道会社と協議することが義務付けられている。工事着手前に、鉄道会社と協議を行い、その結果発生する諸費用等は建設事業者において負担すること」とありますが、現段階で鉄道会社からの要求を予想することは困難です。大規模な仮設等が必要になった際には、費用負担について協議とさせていただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
258	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	211	第4 章	第2 節	1	(1)	オ	水害対策	水害対策として、プラットホームやエントランスホール等出入口に止水板を設置するなどの対策を講じること。とありますが、建物出入口を計画地盤高TP+7.6m以上として計画する場合は、想定外への対応を考慮の上、止水板の要否については提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
259	要求水準書 設計・建設 業務編 (案)	217	第4 章	第2 節	5	(1)	ア (シ)	AED	「適切な箇所にAED（自動体外除細動装置）を設置すること」とありますが、具体的な設置場所や数の指定があればご教示願います。ない場合は事業者の提案との理解でよろしいでしょうか。	指定はありません。ご理解のとおり提案とさせていただきます。
260	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	217	第4 章	第2 節	5	(1)	イ	諸室計画	各室の壁や天井等に吸音材貼の指示がありますが、吸音材の要否・設置範囲は、敷地境界騒音規制値、室内作業環境、居室への伝播防止等の性能を十分考慮の上、事業者提案とさせていただけないでしょうか。	貴社提案を認めます。
261	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	218	第4 章	第2 節	5	(1)	イ (7) ③	炉室	「機器の放熱に対処するために、炉室には換気モニタを効率的に設け、自然換気又は第2種機械換気が適切に行われるように計画すること」と記載がありますが、効率的な機器放散熱の除去による室内環境向上と省エネルギーを両立させる目的から第1種方式または第3種換気方式をご提案してもよろしいでしょうか。	条件が達成できる方式であれば提案を認めます。
262	要求水準書 設計・建設 業務編 (案)	220	第4 章	第2 節	5	(1)	イ (7) ⑬	⑬灰クレーン操作 室	ごみクレーン操作室においては、弊社経験から自動洗浄の必要性があり装置を設置しておりますが、灰クレーン操作室においては、これまでの弊社経験から清掃頻度が少ないことから、自動洗浄の必要性はないものと考えています。従って、監視窓の自動洗浄装置設置については事業者提案とさせていただけないでしょうか。	貴社提案を認めます。
263	要求水準書 設計・建設 業務編 (案)	221	第4 章	第2 節	5	(1)	イ (7) ⑱	各種送風機室	誘引送風機など騒音を発生する機器については、騒音対策を講じ、運転管理に影響が出なければ専用室としない提案は認められますでしょうか。	運転管理に影響が出ないようであれば提案を認めます。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答書	
264	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	224	第4 章	第2 節	5	(2)	ア	整備基本方針	「災害時に周辺地域の市民等の避難場所として一定期間滞在ができるよう避難スペースを確保すること。避難スペースについては3㎡/人とし、確保可能な面積を提案にて提示すること」とありますが、この避難スペースには、エントランスホールや研修室、環境啓発エリア、廊下等、平常時も使用する室を流用して計画するものと考え、受け入れ可能な人数については、事業者の提案する面積から算出される人数と考えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
265	要求水準書 設計・建設 業務編 (案)	226	第4 章	第2 節	5	(2)	イ (エ)	環境啓発エリア	「小学校の社会科見学、個人・団体の施設見学、環境に関わる体験教室の開催、リユース品販売」とありますが、体験教室の開催、リユース品販売はリサイクルプラザ運営委員の方が担当されることよろしいでしょうか。	体験教室の開催、リユース品販売はリサイクルプラザ運営委員及び組合が担当します。
266	要求水準書 設計・建設 業務編 (案)	228	第4 章	第2 節	5	(2)	イ (ク)	浴室	2室とありますが、そのうち事業者（運転員や保全員）の浴室は工場棟内に設置し、シャワー室のみでもよろしいでしょうか。	災害時には避難者への浴室の貸し出しを想定していることから、男女各1室は浴槽付き浴室として利用できるものを整備することとします。
267	要求水準書 設計・建設 業務編 (案)	228	第4 章	第2 節	5	(2)	イ (ク)	浴室	管理棟計画の項目中に従業員が利用する浴室がありますが、管理棟内でなく管理棟からアクセスできる工場棟内に設置することも可能と考えてよろしいでしょうか。	災害時には避難者への浴室の貸し出しを想定していることから、避難者が利用することを想定し安全性、セキュリティ等を考慮した位置であれば工場内に設置することを認めます。詳細位置は設計時に協議するものとします。
268	要求水準書 設計・建設 業務編 (案)	230	第4 章	第2 節	6	(14)		見学・学習機能計画	「個別での見学者も職員の付き添いなく自由に見学ルートを周回できるよう、安全な見学ルートを計画すること。」と記載がありますが、施設見学は自由見学を基本とするのではなく予約等により貴組合なり事業者が案内する見学方式との認識でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。なお、入札公告において修正した要求水準書を示します。
269	要求水準書 設計・建設 業務編 (案)	233	第4 章	第2 節	7	(1)	カ	基本方針	「土砂災害により…」とありますが、本施設は土砂災害の警戒区域外であると理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
270	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	234	第4 章	第2 節	7	(4)	イ	構造計画	「ごみクレーン支持架構レベルまでは、RC 又は SRC 構造とすること。」とありますが、P217 5 各施設計画 (1) ア(ク)では、「処理棟は、機能上及び性能上必要な部分は RC造又はSRC造とする。その他の部分は鉄骨造とすることも可能とする。」と記載されています。ごみクレーン支持架構周辺で、クレーンを支持する支柱等についても、防臭性他必要性能を確保した鉄骨造としての計画をお認めいただけませんか。	貴社提案を認めます。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答書	
271	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	235	第4 章	第3 節	1	(2)	井戸	既設井戸の深さをご教示願います。	既設の施設北側にある井戸は現状GLより約8mの深さがあります。	
272	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	235	第4 章	第3 節	1	(3)	ア	下水道接続工事	「今後北側市道において下水道接続が可能となる見込み」とありますが、本工事着工前に許可されると考えてよろしいでしょうか。下水道接続が可能となる目安の時期をご教示ください。	下水道本管工事については、令和7年度までに整備が進む予定であり、詳細は今後の協議によります。
273	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	235	第4 章	第3 節	2	(1)	イ	敷地造成工事	事業者が撤去する残置物を示した図面やリスト等の資料をご提示いただくことは可能でしょうか。	事業者が撤去する残置物を示した図面を要求水準書添付資料に追加します。
274	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	237	第4 章	第3 節	3	(2)	ク	駐車場工事	「電気自動車の充電用に料金徴収システムを兼ねた…」とありますが、料金の徴収方法はクレジットによるとの理解でよろしいでしょうか。組合殿設置の参考事例あればご紹介をお願いします。	料金徴収方法は現時点では未定です。
275	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	237	第4 章	第3 節	3	(4)	ウ, エ	雨水調整池工事	「放流先の河川に自然放流できる高さ」とありますが、添付資料8の放水管位置のみでなく、既設排水側溝、放水管直前の柵、放水管、既存放流口の詳細図・構造図等をいただけますでしょうか。	提供できるデータはありません。放水管の詳細については設計時に事業者で測量等を実施し、データを取得することとしてください。
276	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	237	第4 章	第3 節	3	(4)	エ	雨水調整池工事	具体的な接続点は添付資料08放水管位置図に示される放水管(HPΦ600)の直前の既設柵への接続という理解でよろしいでしょうか。	特に指定はありませんので事業者提案とし、適切な位置に接続させることとします。
277	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	237	第4 章	第3 節	3	(4)	エ	雨水調整池工事	雨水調整池の計画に必要なため、放流先となる河川の許容放流量(比流量)を御提示下さい。	No255の回答をご参照ください。
278	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	238	第4 章	第3 節	3	(6)		植栽・芝張工事	「処理棟と周回道路の間には幅2m以上の緑地帯を設けること」とありますが、処理棟には車両の寄り付きが必要な箇所が相当数発生します。可能な限り緑地帯を設けること、良好な景観を形成することを前提とし、緑地帯の範囲を事業者提案とすることをお認めいただけないでしょうか。	貴社提案を認めます。
279	要求水準書 設計・建設 業務編(案)	239	第4 章	第3 節	3	(10)		市道付け替え工事	「市道の付替えを行う計画があるため、造成計画に際して～関係者期間と協議し、調整を図ること。」とありますが、関係官庁・鉄道業者との協議状況及び具体的な計画条件があればご教示下さい。	実施設計段階に組合が各種関係期間と協議することを想定しており、その後の協議工程については未定です。
280	要求水準書 設計・建設 業務編(案)	239	第4 章	第3 節	3	(10)		市道付け替え工事	鉄道会社及び、消防など関係諸官庁へ提案書提出前に事前相談を行ってもよろしいでしょうか。	貴社提案は認められません。受注後の協議とします。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答書	
281	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	239	第4 章	第3 節	3	(11)	ア	宮川用水路付替え 工事	新設建屋や道路直下になるものについて、迂回や管 保護のための土被り確保などを行うものと推察しま すが、具体的な計画図や付替え計画のできる条件を ご提示いただけますようお願いいたします。 また、添付資料9の既存渦巻きポンプの移設の要否や 電源盛替等の要否についてもご教示願います。	入札公告時に示します。
282	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	239	第4 章	第3 節	3	(11)	ア	宮川用水路付替え 工事	「敷地内には宮川用水路管（石綿セメント管及び塩 ビ管）が埋設されているため、敷地造成工事及び付 替え市道工事と併せて宮川用水路付替え工事を行う こと。」とありますが、宮川用水路管の石綿セメン ト管は、石綿障害予防規則に基づき適切に撤去処分 し、硬質ポリ塩化ビニル管（VU管）に付け替えす るものと考えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
283	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	239	第4 章	第3 節	3	(11)	エ	宮川用水路付替え 工事	「用水路の付替えに関して、組合が行う関係機関と の協議に必要な調査及び資料作成を行うこと」とあ りますが、実施設計・建設工事工程を検討する上 で、用水路付替えに伴う関係機関との協議工程・各 種申請工程及び必要な調査の概要をお示しだけ ますようお願いいたします。	実施設計段階に組合が各種関係期間と協 議することを想定しており、その後の協 議工程については未定です。
284	要求水準書 設計・建設 業務編（案）	239	第4 章	第3 節	3	(11)		宮川水路付替え工 事	宮川用水路付け替え工事について、ルートや付け替 え時期など関係諸官庁と協議されている事項がござ いまして、ご教授願います。	入札公告時に示します。
285	要求水準書 (案) (設計・建設 業務編)	242	第4 章	第4 節	9			配管工事	表4.8に、建築機械設備工事における給水・給湯・排 水等の配管材質が示されていますが、現在一般的で ない配管も示されており、また、用途上性能に遜色 なく経済的な配管をご提案することが可能と考えて います。配管材質は用途に応じて、耐久性・経済 性・更新性等を考慮の上、事業者により最適な提案 をさせていただけないでしょうか。	貴社提案を認めます。
286	要求水準書 (案) (運営・維持 管理業務編)	6	第1 章	第4 節	2			関係法令等の順守	「砂防法」「国有財産法」は、要求水準書（案）（設 計・建設業務編）のp40～41に記載されていません。 要求水準書（案）（設計・建設業務編）を正としてよ ろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。なお、入札公 告において修正した要求水準書を示しま す。
287	要求水準書 (案) (運営・維持 管理業務編)	9	第1 章	第4 節	13			災害発生時の協力	「震災その他不測の事態により、計画搬入量を超え る多量の廃棄物が発生する等の状況に対して、その 処理を組合が実施しようとする場合、運営事業者は その処理処分に協力すること。」とあります。 本施設で処理すべき災害廃棄物の想定量をご教示く ださい。	約15 t/日を想定しています。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答書
288	要求水準書 (案) (運営・維持 管理業務編)	9	第1 章	第4 節	13		災害発生時の協力	「震災その他不測の事態により、計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生する等の状況に対して、その処理を組合が実施しようとする場合、運営事業者はその処理処分に協力すること。」とあります。また、当該災害廃棄物の処理による人員増等の追加費用が発生する場合、その費用負担についてはご協議いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	入札公告時の契約書（案）に示します。
289	要求水準書 (案) (運営・維持 管理)	9	第1 章	第4 節	13		災害発生時の協力	「震災その他不測の事態により、計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生する等の状況に対して、その処理を組合が実施しようとする場合、運営事業者はその処理処分に協力すること。」とあります。処理処分に協力はいたしますが、【実施方針（案）添付資料5 リスク分担】(28)ごみ量変動リスクに記載のとおり、震災その他不測の事態により、施設許容量を大幅に超過した分も含め、そのリスクは組合殿にあるとの認識でよろしいでしょうか。	No50の回答をご参照ください。
290	要求水準書 (案) (運営・維持 管理)	9	第1 章	第4 節	14		保険への加入	保険には運営事業者が加入することとなっておりますが、各業務委託先への委託内容に応じ、委託業者側で保険に加入できるとの認識でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
291	要求水準書 (案) (運営・維持 管理)	9	第1 章	第4 節	14		保険への加入	火災等においては、貴組合の保険範囲内と鑑み、受託者帰責の賠償責任範囲を受託者加入範囲との認識でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
292	要求水準書 運営・維持管 理業務編 (案)	9	第1 章	第4 節	14		保険への加入	貴組合として全国市有物件共生会「建物総合損害共済」等に加入される予定であり、事業者は火災、天災等の保険付保は不要との解釈でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
293	要求水準書 運営・維持管 理業務編 (案)	9	第1 章	第5 節	3	(1)	記載事項の補足等	「・・・本要求水準書に明記されていない事項であっても、施設を運営・維持管理するために当然必要と思われるものについては、全て運営事業者の責任と負担において補足・完備させなければならない」とありますが、計画段階で双方予測できないような事象の場合（例えば地域住民からの追加分析要請等）は貴組合との協議により、責任と負担について協議いただけたらとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時の契約書（案）をご確認ください。
294	要求水準書 (案) (運営・維持 管理)	10	第1 章	第5 節	4		契約金額の変更	金額変更が行われない事由に、「本要求水準書が適合しない箇所が判明した場合は、運営事業者において本要求水準書に適合するよう改善しなくてはならない」とあります。適合しない理由が、実施方針添付資料5「リスク分担」で示す事業者リスク範囲に限定される、との認識でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答書
295	要求水準書 運営・維持管理業務編 (案)	10	第1章	第5節	5		特定部品	「建設事業者は、事業期間終了後においても特定部品又はその後継部品（以下「特定部品」という。）の製造を継続するとともに、組合が特定部品を調達しようとするときは速やかに規定の価格で提供すること。なお、特定部品の種類及び価格の決定方法については組合と協議により決定する」とありますが、上記条文は設計・建設業務編における要求事項との解釈でよろしいでしょうか。	「建設事業者」を「事業実施者」に読み替えてください。なお、入札公告において修正した要求水準書を示します。
296	要求水準書 (案) (運営・維持管理)	10	第1章	第5節	5	(5)	本業務期間終了時の引渡し条件	稼働21年目以降の運転計画が検討できる長寿命化総合計画を作成する、との記載がございますが、運営期間は20.5年となるため、稼働20.5年目以降の運転計画が検討できる計画を作成するという認識でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。なお、入札公告において修正した要求水準書を示します。
297	要求水準書 (案) (運営・維持管理業務編)	14	第3章	第2節	1	(3)	受付管理	「運営事業者は、直接搬入者に対して、ごみの排出地域、性状、形状、内容について、正しくごみが分別されていることを確認すること。」とあります。直接搬入者の受付管理を行う上で、事業者が記録すべき直接搬入者の情報をご教示ください。	詳細については、実施設計時に協議するものとします。
298	要求水準書 (案) (運営・維持管理業務編)	14	第3章	第2節	3		案内・指示	荷下ろし車両とは、どのような車両が対象となるのかについてご教示をお願いします。	ごみの搬入出に係る全ての車両を基本とします。なお、入札公告において修正した要求水準書を示します。
299	要求水準書 (案) (運営・維持管理業務編)	14	第3章	第2節	4	(1)	ごみ処理手数料の徴収など	「…・組合が定める金額を定める方法で徴収すること。」とありますが、定める方法とは具体的にはどのような方法でしょうか。	詳細については、実施設計時に協議するものとします。
300	要求水準書 (案) (運営・維持管理業務編)	14	第3章	第2節	4	(2)	ごみ処理手数料の徴収など	「運営事業者は、徴収した処理手数料については、その翌日までに、必要な書類とあわせて収納すること。」とあります。年間の処理手数料の金額実績をご教示ください。	令和3年度の処理手数料実績は、現金が約7,470万円、振込が約5,160万円、引落しが約1億843万円です。
301	要求水準書 (案) (運営・維持管理業務編)	14	第3章	第2節	4	(2)	ごみ処理手数料の徴収など	「運営事業者は、徴収した処理手数料については、その翌日までに、必要な書類とあわせて収納すること。」とあります。徴収した処理手数料の提出については、敷地内に常駐される貴組合職員へ手渡しにて収納すると考えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
302	要求水準書 運営・維持管理業務編 (案)	14	第3章	第2節	4	(2)	ごみ処理手数料の徴収など	「運営事業者は、徴収した処理手数料については、その翌日までに、必要な書類とあわせて収納すること」とありますが、本施設に常駐される貴組合職員に直接手渡しするとの理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
303	要求水準書 (案) (運営・維持管理業務編)	14	第3章	第2節	4	(3)	ごみ処理手数料の徴収など	「…・必要に応じて処理にかかる証明書等の発行をおこなうこと。」とありますが、どのような証明書の発行があるのでしょうか。	詳細については、実施設計時に協議するものとします。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答書
304	要求水準書 (案) (運営・維持管理業務編)	15	第3章	第3節	(3)		搬入管理	「運営事業者は、組合が実施する展開による搬入物検査（パッカー車等の中身の検査：月2回以上実施）において協力すること。」とあります。1回あたりの検査対象車両の台数について、想定されている数値があればご教示ください。	詳細については、実施設計時に協議するものとします。
305	要求水準書 (案) (運営・維持管理業務編)	15	第3章	第3節	(3)		搬入管理	「運営事業者は、組合が実施する展開による搬入物検査（パッカー車等の中身の検査：月2回以上実施）において協力すること。」とあります。事業者の協力内容についてご教示ください。	対象車両の誘導、検査中の対象外車両の案内（検査の安全確保の協力）、検査終了後の清掃を想定しており、詳細については、運営開始前に協議するものとします。
306	要求水準書 (案) (運営・維持管理業務編)	15	第3章	第3節	(4)		搬入管理	「処理対象物について、善良なる管理者の注意義務に従い、ダンピングボックスを活用するなどして、処理不適物の混入防止に努めること。」とあります。運営事業者が善良なる管理者の注意義務を遂行した上での処理不適物の混入による環境基準値（排ガス基準値、灰性状基準値等）の逸脱のリスクや設備損傷のリスク等については、貴組合が負担すると考えてよろしいでしょうか。	入札公告時の契約書（案）をご確認ください。
307	要求水準書 運営・維持管理業務編 (案)	15	第3章	第3節	(4)		処理不適物	「特に、段ボール箱などに入れられたものについては、その中身について確認すること」とありますが、段ボール箱の中身の確認は、原則持ち込んだ者に段ボール箱を開封してもらい、その中身の確認を事業者側が行うとの解釈でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
308	要求水準書 運営・維持管理業務編 (案)	15	第3章	第5節	(3)		運転管理体制	「プラスチック及び資源びんの選別業務については、組合職員が従事することに配慮すること。」とありますが、設備設計および運転体制構築の参考とするため、想定される組合職員の人数についてご教示ください。	組合職員の出勤者数は5名程度を計画しています。
309	要求水準書 運営・維持管理業務編 (案)	15	第3章	第5節	(3)		運転管理体制	「プラスチック及び資源びんの選別業務については、組合職員が従事することに配慮すること。」とありますが、同一業務において貴組合と事業者が混在して作業することは不可能であるため、当該業務は貴組合の業務範囲となり、事業者の業務範囲外との理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。なお、No308の回答もご参照ください。
310	要求水準書 運営・維持管理業務編 (案)	15	第3章	第5節	(3)		運転管理体制	「プラスチック及び資源びんの選別業務については、組合職員が従事することに配慮すること」とありますが、手選別員は運営事業者でなく、貴組合の所掌との理解でしょうか。それとも貴組合職員を優先雇用することの意図でしょうか。	No309の回答をご参照ください。
311	要求水準書 (案) (運営・維持管理業務編)	16	第3章	第9節	(1)		処理生成物の搬出等	「処理生成物の搬出について必要な協力を行うこと。」とあります。具体的な協力内容について、ご教示ください。	積み込み、計量、搬出先との配車調整等を想定しており、詳細については、運営開始前に協議するものとします。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答書
312	要求水準書 (案) (運営・維持 管理業務編)	22	第5 章	第1 節	(1)		本件施設の余熱利用管理業務	「余熱利用は電力供給及び熱供給とし～本件施設で利用し、余剰電力は売電すること。」とあります。売電に係る契約の契約者は事業者と考えてよろしいでしょうか。また、売電に係るアンシラリー料金は貴市にご負担いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	売電に係る契約の契約者は組合になります。また、売電に係るアンシラリー料金は事業者負担とします。
313	要求水準書 (案) (運営・ 維持 管理業 務編)	24	第6 章	第2 節		表 6.1	主灰／飛灰処理物の重金属溶出試験	主灰及び飛灰への安定化薬剤供給は、エコセメントとしての搬出には使用せず、バックアップ用との理解ですが、表6.1の主灰／飛灰処理物の重金属溶出試験（1回／年）についてエコセメントの場合も実施要否をご教示ください。	No99の回答をご参照ください。
314	要求水準書 (案) (運営・維持 管理業務編)	28	第8 章	第4 節	(1)		見学者対応	「見学者の受付及び説明は、原則として運営事業者において行うこととし、施設の稼動状況及び環境保全状況の説明等を行うこと。」とあります。見学者対応の対象者については、事前予約者のみと考えてよろしいでしょうか。また、その場合、事前予約の対応業務も事業者所掌と考えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
315	要求水準書 運営・維持管 理業務編 (案)	28	第8 章	第4 節	(1)		見学者対応	行政や議会は貴組合、小学生の社会科見学、一般は事業者対応と解釈してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。ただし、行政、議会等の見学において一般的な見学内容を希望する場合は事業者もその対応を実施することとします。
316	要求水準書 (案) (運営・ 維持 管理業 務編)	28	第8 章	第4 節	(1)		見学者対応	行政視察に関しては、組合殿で受付、運営事業者が説明との理解でよろしいでしょうか。	受付については貴社ご理解のとおりです。対応についてはNo315の回答を参照ください。
317	要求水準書 (案) (運営・維持 管理業務編)	28	第8 章	第4 節	(7)		見学者対応	「地元住民による施設の使用料は無料とし、年間利用状況の把握と利用台帳の整備を運営事業者において行うこと。なお、住民サービス充実の観点から、休日や夜間利用に対しても柔軟に対応すること。」とあります。 「地元住民による施設の使用料は無料とし」の「施設」とは、リサイクルプラザのことと理解してよろしいでしょうか。 また、休日や夜間におけるこれまでの開館実績（開館日程、時間帯等）をご提示いただきますようお願い致します。	前段については貴社ご理解のとおりです。後段については夜間に住民向けに開館した実績はありません。なお、年末年始（12/29～1/3）を除く休日については、原則として開館しており、開館時間は9:30から16:00までとなります。
318	要求水準書 運営・維持管 理業務編 (案)	28	第8 章	第4 節	(7)		見学者対応	休日や夜間の利用者は、極めて少ないものと予想しますが、年数回程度と考えてよろしいでしょうか。貴組合の年間日数なり時間の指定がありましたらご教示願います。特にない場合は事業者が設定できることでよろしいでしょうか。	No317の回答をご参照ください。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答書
319	要求水準書 運営・維持管理業務編 (案)	28	第8章	第4節	(8)		見学者対応	リサイクルプラザ運営委員会による活動やイベント開催等は、20.5年間実施予定と解釈してよろしいでしょうか。 主催や費用の負担はリサイクルプラザ運営委員会やイベント参加者であり、事業者は協力もしくは支援することによろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
320	要求水準書 (案) (運営・維持管理)	28	第8章	第4節			見学者対応	日曜日の見学者対応については、範囲外との認識でよろしいでしょうか。また、リユース品の売却益は、組合殿に直接納入とさせていただきますよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
321	要求水準書 (案) (運営・維持管理業務編)	28	第8章	第6節	(1)		災害発生時の対応・防災備蓄倉庫の管理	「運営事業者は市の要請があった場合は、指定緊急避難所（津波）として避難者の受入を行うこと。」とあります。 避難者の想定人数をご教示ください。	要求水準書 設計・建設編第4章第1節2（1）エを参照してください。
322	要求水準書 運営・維持管理業務編 (案)	29	第8章	第6節	(1)	(5)	災害発生時の対応・防災備蓄倉庫の管理	「運営事業者は、一定期間滞在ができる避難所を運営する上で次に示す備蓄品等を納入するとともに備蓄品の確認・維持管理・更新を行うこと」とありますが、備蓄品を必要とする一定期間滞在者の想定人数は100～150人程度を計画することで宜しいでしょうか。	貴社の提案によります。
323	要求水準書 添付資料-01						事業実施区域関連資料	現在敷地南西部に設置されている太陽光発電設備及び建物は、本工事着工までに組合様にて撤去いただけたとの理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
324	要求水準書 添付資料-01, 17						事業実施区域関連資料	施設の計画図作成にあたり、図面中の方角は添付資料-01, 17（事業実施区域関連資料（CAD）の向きを正として良いでしょうか。 その場合、北側が右向きとなり、北側市道を図面右側、相合川を左に配置するレイアウトとなります。	A4サイズの提案書に掲載する図面及び配置動線計画図については北を上としたレイアウトとしてください。 A3横で提出の図面についてはご提示のとおりとしてください。
325	要求水準書 添付資料-02						処理対象物の将来ごみ量推計値	運営・維持管理に必要な用役の算出は、本資料でご提示の計画ごみ量に基づき計画するものと考えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
326	要求水準書 添付資料-09						宮川用水パイプラインの埋設管状況	図面に示されている石綿セメント管以外の石綿セメント管が発見された場合、処理費用は協議にて追加精算いただけたとの理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
327	要求水準書 添付資料-10						搬入車両台数について	「表1 月別の搬入車両台数（令和3年度実績）」について、「うち収集車両」の欄が2つありますが、一番下の項目は表2以降と同様に、「うち一般持込車両」との解釈でよろしいでしょうか。	誤記です。 貴社ご理解のとおりです。
328	要求水準書 添付資料-15						工事段階別の車両動線計画	新施設の工事完了後の西側既存リサイクルプラザ施設について、Step4 工事完了及びStep5 既設解体工事（未定）時に、南側既存搬入口に既存施設利用車両の矢印が示されていますが、新施設運用開始後は新施設の搬入口との干渉はないものとみてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答書
329	要求水準書 添付資料-16						井水水質データ	添付資料に記載されている水質データについて、プラントで使用する水質として下記項目についてもデータがありましたらご提示をお願いします。 電気伝導率、酸消費量 pH4.8 (CaCO ₃)、総硬度 (CaCO ₃)、カルシウム硬度 (CaCO ₃)、塩化物イオン (Cl ⁻)、鉄 (Fe)	ご提示できる資料はありません。